



討論：シンポジウム 日本の家と同族（シンポジウム 日本の家と同族）

大竹, 秀男 ; 竹内, 隆夫(司会) ; 横田, 冬彦 ; 長谷川, 善計 ; 光吉, 利之 ; 大島, 真理夫 ; 牧田, 勲 ; 藤井, 勝

(Citation)

社会学雑誌, 4:46-106

(Issue Date)

1987-03-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81010748>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010748>



シンポジウム

日本の家と同族

金城学院大学文学部助教授・社会学
司会 竹内 隆夫

報告者

神戸大学名誉教授・日本法制史
武庫川女子大学教授

大竹 秀男

奈良女子大学文学部教授・社会学

光吉 利之

大阪市立大学経済学部助教授・日本経済史

大島 真理夫

神戸大学文学部助教授・日本近世史

横田 冬彦

神戸大学大学院法学研究科・日本法制史

牧田 勲

神戸大学文学部教授・社会学

長谷川 善計

神戸大学大学院文化科学研究科助手・社会学

藤井 勝

司会 司会をさせていただきます竹内隆夫でございます。

本日は、師走のお忙しいなかを、このシンポジウムに参加いただきまして、どうもありがとうございます。

本日御参加下さいましたのは、学問の専門分野で申しま

すと、日本法制史、日本経済史、日本近

内 世史および社会学で、文字どおり学際的

竹 な形で「日本の家と同族」についてシン

ポジウムをおこなうわけでございます。

御出席の方々へは、お二人の報告は、あらかじめお送りし

てございますが、本日は、まず、お二人の報告の要旨を、

ごく簡単にお話いただいて、それをもとにして順次討論を

すすめて参ってはどうかと思います。

そこで、まず、長谷川先生の方から、御報告の要旨を簡

単にお願いいたします。

長谷川報告の要旨

長谷川 私の報告は、この十数年間に書いてきました論文からの抜き書きのようなもので、これまでについてきた

ことに今回にか新しいものをつけ加えたというものではありません。ただ、この機会に、私がいままでいつてきた

ことについて、皆さんの御意見をお伺い

したいと考えたにすぎません。細かな論

証は一切省略しましたので説得力に欠け

ると思いますが、それらの点は、これま

での論文を参照下されば幸いです。

まず第一に、このシンポジウムは、「日本の家と同族団」

がテーマですが、私は、「近世期」の家と同族団を対象にし

て報告いたしました。というのは、報告でも申しましたよ

うに、日本の社会学の家や同族団の理論に大きな影響を与

えましたのは、有賀喜左衛門氏の理論です。それは、名子

小作や名子制度と結びついた家や同族団が主要な研究対象

となっておりましたから、歴史的な観点からいいますと、

近世初期的な性格のつよいものといえます。もちろん、有

賀氏御自身は、民俗学の遡源という立場をとっておられま

すから、こうした歴史的な性格づけを必ずしも肯定されな

かったと思いますが、私は、逆に、有賀氏の業績をも利用

しながら、日本の家や同族団の歴史的再構成ということ

をやってみたいのです。そういう観点からみますと、有賀氏



長谷川

の業績は、近世初期の再構成にとつて、ほんとうに貴重な資料や解釈をしめされたと思う反面、その解釈はほんとうに正しかったのか、十分であったのかということになりますと、私はいくつかの点で疑問に思うことがあるのです。

そのうえ、有賀氏の家や同族団の理論は、民俗学的な遺産という立場とかわつて、近世中期以降に従属農民の制度が解体し、家や同族団にも大きな変化が起こつたにもかかわらず、そのことが十分に認識されていないという欠陥があるように思います。そのために、有賀氏の理論は、名子制度の遺制が明治以降も強く残存していた東北地方やその他の地方では適格的であっても、その他の地方では実態との間にかんりのズレが生じるということになつたと思うのです。この点については、私は竹内利美氏の理論化のしかたにはかならずしも賛成できない点がありますが、しかし竹内氏は、この変化の重要性を指摘した数少ない研究者であると思います。

家や同族団は、「伝統集団」であります。ということは、明治以降の近代社会における家や同族団は、いくつかの面で変化をとめないながらも、なお近世的な性格を色濃く残している集団であります。そこに伝統集団たるゆえんがあ

ります。したがつて、近代における家や同族団を研究するばあいでも、近世における家や同族団がどのようなものであり、また近世期にどのように変化したのかをおさえておかなければ、その理解や解釈に大きな間違いを侵す危険性が多分にあるように思います。ことに、これまでの社会学の分野における家や同族団の理論をみますと、この点を痛感するのです。私が、この報告で、あえて「近世」を主要な対象にした理由もそこにあります。

そこで、第二に申し上げたかつたのは、「家とは何か」ということをつきつめていきますと、「株としての家」ということにいきつくということです。もちろん、現実の家は、喜多野清一氏のいわれたように家族によって荷担され、また有賀氏のいわれたように生活連関や経営という面をもっています。けれども、家族生活が存在すれば、そのすべてが家として存在することになるのでしょうか。家族を欠いても家は存在するといふばあいの家とは何でしょうか。現実に家族を欠けば、もちろん生活連関も経営も存在するはずがありませんから、それらを欠いてもなお残る家とは何かという追求のしかたをしますと、結局、家の家たるゆえんは、「株としての家」ということにいきつかざるをえない

ということでありませう。

考えてみますと、近世の社会は、土農工商を問わず、それぞれが株を単位にした社会システムを構成していたといえます。職人や商人については、株ということは早くから認識されていますが、武士の家も農民の家も、やはり株として存在したといえます。この点を明確にしないと、なぜ非親族のものが家成員となるのか。なぜワラジヌギやワラジヌギ分家ということが起こるのか。また、一部の地方では、なぜ分家のことを株分けとよび、同族団を株内とよぶのか。なぜ村落のなかで、一軒前の扱いをうける家とそうでない家とがあつたのか。さらに、なぜ絶家再興ということがおこなわれねばならないのか等々のことが説明できないと思うのです。その意味で、株を単位にした「一軒前の家」と、単に世帯を意味するだけのものとの区別を明確にする必要がありますが、この点の認識も、いままでの家論では曖昧であつたために、家の本質が明晰にならなかつたように思います。

そして、近世の農民の家の形成にたいする領主権力側からの影響を考え、また、家を対村落関係や対領主関係という観点から考えるばあいには、株としての家ということは

重要な問題であり、このことは、明治以降の家の考察にとつても重要であると思ひます。

第三の問題は、家と屋敷地の問題です。

これまでの日本経済史の研究は、土地制度をみるばあい、「田畑」中心主義であつたと思ひます。また、家族構成を考えるばあいには、農業経営における労働力の問題として、主として経営形態と結びつけて考えてきました。これらの点は、私は非常に大事なことだと考えますけれども、「家」ということをテーマにして考えたばあい、果してそれだけで十分であつたかということに疑問をもっているのです。

というのは、古代律令制のもとでは、戸籍にもとづいて個人単位に支配と徭役労働の取取がおこなわれましたが、中世からは、屋敷地を単位にして、そこに住む人間を支配し、徭役労働を取取するということになつた地方が多いようです——もちろん、人頭税方式をとりつづけた地方も一部にはありますけれども。したがって、田畑を基礎にした生産物の取取と、屋敷地を基礎にする人間支配と労働力（夫役・賦役）の取取という異つた二つの支配と取取体系が併存しており、中世から近世初期までは、後者のウエイトが大きかつた地方も少なくはないようです。

私が、屋敷地の問題の重要さに気づいた最初のキツカケは、有賀氏の石神村調査のなかで、名子の身分的従属性や賦役にとって屋敷地が決定的な要因になっていることをしつたことにありますが、目を転じて、領主との関係でみると、屋敷地を名請しているもの——これは領主側からの封建的論理でいうと「屋敷を遣わしたものだ」ということなのでしょうか、それが本百姓身分なのですね。さらに、大名のばあいは、將軍から江戸屋敷を拝領し、大名の家臣は、大名から屋敷を下賜される。平安京や江戸の町づくりにあつたつても、商人や職人も屋敷をあてがわれておりますね。

これらを通じていえることは、屋敷地を下賜されるとか、あてがわれるということは、臣従関係に入ることの意味し、その恩恵に対して「奉公する」、つまり労役の奉仕を義務づけられたのだと私は解釈するのです。

そして、家という観点からみますと、「株としての家」ということをさつき申しましたが、農民のばあひ、百姓株というのは、屋敷地の所持者（名請した者）にみとめられ、これが、「一軒前の家」として領主側からも村落のなかでも認められ、それが領主にたいしては本役Ⅱ夫役の義務を負うのです。それは、名子等の従属農民が、本百姓から屋敷

地を給与されているがゆえに身分的な人身支配をうけ、賦役の義務を負うのと同じ論理だと思つたのです。してみれば、家とか、人間支配とか、夫役（賦役）の問題を考へるばあひには、田畑よりも、屋敷地のほうから考へていかねばならないと思つたのです。

第四の問題は、家や同族団における親族と非親族の問題にかかわることですが、有賀氏は、この区別をあまり重視されませんでした。喜多野氏は、家や同族団における親族関係の問題を強調されながらも、親族と非親族のあいだに存在する制度的な差異を明確にしているとはいへません。

それは、有賀、喜多野両氏をはじめ、これまでの社会学の理論では、家や同族団にとって非常に重要な「相続」の問題を軽視してきたことに原因があるように思います。私は、大竹先生の著書や法制史関係のものを読んで、この欠陥に気づいたのですけれども、これまでの社会学理論では、親族分家も非親族分家も、その創設にあつて与えられる田畑・屋敷を、どちらも「分与」という語で一括してきまして、親族分家は「分割相続」であるのにたいして、非親族分家の創設は、「取り立て」であり、「給与」・「貸与」がおこなわれているのです。さらに、相続というのは、所

有と密接に関連したことであって、相続権をもつということは、相続行為が開始される以前でも潜在的な所有権をもっているということでありますが、親族分家が分割相続によって家産を分与されたということは、本家および親族分家のあいだに、先祖相伝の家産を分有ないし共有しているという関係があるということです。

これにたいして、非親族分家のばあいは、「給与」「貸与」の関係ですから、所有権の譲渡というのは原則としてありません。名子の子が親の家をついで、それは「相続」したのではなく、抱主から「再給与」されたのです。武士のばあいも、原理としては、この「再給」ですが、ただ、その再給が、父から男子へという相続の原理にもとづいて再給されたと解釈すべきだと思います。したがって、武士のばあいも、その主家から屋敷を給与されて臣従関係に入り、知行地や封禄によって扶養されているのでありますが、それは、「家産制」的關係によって、主家の「家中のもの」として臣従しているといえます。そして、名子のばあいも、同じ家産制の原理によって主家（本家）につながっており、同族分家と非親族分家とを区別する原理は、本家との関係が異質だといえます。同族団は、この異

質な二つの関係によって成り立っているという「構造的」な分析の視角が大事だと思うのです。

さらに、相続に關してもうひとつ付言しておきたいことは、近世初期の農民では、均分相続が各地でおこなわれていますが、こうした均分相続によって分家が創設されるということは、本家と分家の関係は主従関係どころか、上下関係も存在しないことになります。大竹先生がいわれるところの「仲間型」になります。そして、このばあいは、一系の家という觀念も確立していなくて、むしろ、その内部に家族や世帯・経営の分化を含みながらも、なお、それらの集合体としての「分居大家族」や「族縁共同体」としての性格がつかつたと考えられます。

第五の問題は、最初に述べたことでもありますが、近世初期から中期にかけての変化ということでもあります。この変化は、一般に、初期本百姓体制・役屋体制から一般本百姓体制への変化といわれてきたものでありますが、その変化は、家や同族団にとっても大きな変化であります。

しかし、有質理論は、民俗学の立場ですから、歴史的变化よりも、民族的個性や特質としての連続性の面にウエイトがおかれる傾向があります。けれども、明治以降に存在

した家や同族団は、大きく分類すれば、二類型があり、そのひとつは、近世初期の性格のつよいものであり、もうひとつは、近世中期以降の変化に対応するものです。つまり、近代社会に残存していた二類型は、近世期における変化に対応するものだという事です。

ただ、このばあい注意すべきことは、近世初期から中期への変化・断絶の面と同時に、その連続の面も看過してはならないということです。というのは、近世中期以降、従属農民制度が解体し、それまで従属身分であった各家が自立して、それらの家々のあいだに同族団が形成されますが、その集団の構成原理になっているのは、初期本百姓株の系譜ということですから、われわれは、初期から中期への変化のなかで、断絶と連続の二つの契機をみていかなければならないと思います。

これまでの日本の家や同族団の理論にたいして、私が申したいことは、ごく簡単にいいますと、だいたい以上の五点であります。

司会　ありがとうございます。

藤井報告の要旨

司会　長谷川先生の御報告の討論に入ります前に、藤井さんの御報告は、家の内部の支配形態にかかわる問題として、日本の家と家父長制の問題でありますから、その要旨をつづいて話していただくことにいたします。

藤井さん、お願いいたします。

藤井　私は、日本の家における支配形態ということ、ことに家父長制支配ということについて、これまでの議論をもう一度みなおしてみようということです。といひましても、この問題は、容易に結論が出せる性質のものではありませんので、私の報告は、議論のための井素材を提供するという程度のものでして藤井考えていただければ幸いです。



そこでまず第一に、家父長制論の適用

にかかわる問題です。社会学では喜多野清一氏らによって家父長制論による家の把握がなされ、またこの研究の系譜にたつて、家は家父長制家族の一種であることが常

識のようになっていきます。これは隣接の分野でも同じではないかと思えます。ところが有賀喜左衛門氏や中野卓氏のように、このような方向からの家の解明に対して批判的な見解もあり、少なくとも社会学内部では一定の影響力をさえて持っています。

有賀氏の批判は色々な要素を含んでいますが、基本的には科学方法論にかかわる問題であったといえます。つまり通文化的な比較そのものは最終的には必要だが、その前にそれぞれの民族社会の個性に則して家族を十分解明することが必要だという立場から、ウェーバーの家父長制概念による日本の家の把握は適当でないとしているのです。しかし、この有賀氏の主張には、ウェーバーの「理念型」についての誤解があると思えます。たしかに「理念型」は、経験的事実がもっている諸特徴を理念的に昇華したという点では、分析概念とは異なります。分析概念は、経験的事実の諸特徴をも排除した純粹に普遍的な概念ですから。しかし、「理念型」は、用具概念であり、経験的事実を測定する尺度のようなものであって、個々の経験的事実の諸特徴ではありません。この「理念型」を尺度にして個々の経験的事実を測定し、この「理念型」からの程度まで逸脱してい

るかをみることによって、個々の経験的事実のもつ個性がわかるのです。ですから、有賀氏が、日本民族の特質を明らかにしようとするならばあいにも、この「理念型」に照らすことによつて、なにが民族の特質かを明らかにしようるのであって、こうした操作をしないで特質を明らかにすることは出来ないと思うのです。その意味では、日本の家の支配形態を、ウェーバーの家父長制の概念に照らして考えてみることは必要なことだと思うのです。

他方、中野氏の批判は、ウェーバーの家父長制論では、家長の支配は彼の意思によつて恣意的であることが強調されているが、日本の家長の支配は家の伝統によつて強く拘束されているから、ウェーバーの家父長制論は適用できないというものです。しかしウェーバーの家父長制論によれば、家長の支配が恣意的であるのも、伝統によつて拘束されているのも、いずれも伝統的支配としての家父長制の理念的な特質から生じている問題です。日本の家長が伝統的規範によつて強く拘束されているとすれば、それは決して家父長制からの逸脱を意味しているのではなく、家父長制の日本の特質を示しているにはかならないのです。

第二は、日本の家の家父長制支配の根本にかかわる問題

です。これまでの多くの研究が示しているように、家父長制支配とは、原則として家長権による支配です。すなわち家長権は家長の地位にあるものによって行使され、しかも親権（父権）や夫権などに還元できない固有の支配権であり、この存在が家父長制の存在を意味するということです。法学の分野ではこの認識はかなり一般的なもので、とくに鎌田浩氏などに鮮明に打ち出されています。社会学の喜多野氏などもこれに近い考えです。

ところが庶民層における家長権の存在を消極的にみる見解があります。つまりこの層では、戸主権・親権・夫権などしか存在せず、家父長制は弱いとするものです。中田薫氏や川島武宜氏らの見解に典型的に見られるところで、法制史を中心に今日まで強い影響力を持っています。確かに支配層の家長権とは性格も異り、支配権としての強さも劣るかもしれませんが、庶民層、少なくとも村落社会では家長権は存在したと考えるべきではないでしょうか。というのは家の問題があるからです。

家については従来の社会学や法学の分野でいろいろと考えられてきましたが、長谷川報告にもありましたように、何といっても株の視点が重要です。つまり村落社会の制度

的単位であると同時に、封建的な支配の単位であり、対村落・対領主の關係においてさまざまな権利・義務を果すべき地位にあるものです。このような特質は家に強制団体的な性格をもたらしこととなります。家の担う制度的な役割が極めて重要なものであるため、成員をそれにむけて組織化する必要があるからです。そしてここに家長権の形成の根拠があるわけです。

しかも家は家族とはまったく異質なものです。なぜならそれは親族以外のものも家に所属することができるところです。家がこのような制度的な意味をもつため、村落社会内部でいずれの家にも所属することなく生活することは困難です。自ら家を形成できないものは、他の家に所属し、その保護をうけるわけです。名子やワラジヌギなどもこのような存在です。このように家が家族とは異質であれば、家にもとづく支配権は決して家族の論理にもとづく親権や夫権に還元できない性格のものであることとなります。

ところでこういう家長権の支配に関しては、従来家觀念の存在がその背景として重視されてきましたが、これは中根千枝氏や本日ご出席の大竹先生なども述べられていますように、庶民層では近世中期以降に形成されたもののように

です。しかし歴史的な研究からしますと、以上のような村落社会の家そのものは、それ以前から存在してきたものと考えられますから、この段階ではこれまで言われてきた家の観念とは違ったかたちで、伝統による権威づけが家長権支配に対してはなされていたものと考えなければならぬでしょう。

第三に家内部の支配の問題があります。家における支配の問題はこの家長権による支配からだけでは解けないようにおもえます。

すなわち以上のように家は家族の論理を超えるものですが、そのことは家の内部における家族を軽視してよいことを意味するものではありません。家族は家の内部では固有の論理をもって存在しています。このような認識は、喜多野清一氏らの「家と家族の二重構造」論に似ているかもしれませんが、根本のところ大きく異なります。喜多野氏らが問題にしている家族は通歴史的・通文化的に存在するといわれる「核家族」結合ですが、ここでいう家族の意味は歴史的文化的に規定された家族であり、その論理だからです。「核家族」結合そのものからは支配の問題に繋ってくる。家族の論理は導き出せないのです。

このような家族の性格にもっとも影響を与えているのは所有や相続の形態です。日本の場合には、中世後半からは少なくとも父系相続が原則になっていますから、この父系原理によって家族の性格は大きな影響をうけることとなります。父や夫に権威が与えられ、親子（特に父子）や夫婦の關係は支配従属的な關係をもちます。さらにそれは法制度上は、親権や父権のなかに反映されていきます。

つまり家の支配構造においては、家自身の論理にもとづく家長権支配と、家族の論理にもとづき、親権・夫権などを通じて行使される支配の二つの側面があり、両者が構造的に関連しあいながら、総体としての家の支配構造が形成されているわけです。しかも両者の關係を見ますと、村落社会に関するかぎり、この家族の論理に基づく支配のほうが家長権による支配以上に重要な意味を持ってきたようです。もちろん家にしても家族にしても、時代によってその内容を変化させますから、両者の關係のあり方もつねに同じわけではありませんが、全体としてこのように言うことができますようです。この点に関しては、大竹先生が『封建社会の農民家族』や『家』と女性の歴史』などの研究で、親権や夫権の意義を問われてきたなかに示されています。

で、そのあたりは直接先生からお話をうかがえればと思います。

また従来の家長権からする家父長制の理解では、親権や夫権の存在は家父長制支配が未熟であることの根拠になってきたわけですから、このような家族の論理による支配を家父長制支配とは見なし難いかもしれませんが、やはりこれも家父長制支配の一環としてとらえるべきではないかとおもいます。大竹先生も、『封建社会の農民家族』の改訂版で、ご自身のそれまで見解をも修正されて、親権や夫権の側から家父長制支配を見直されてきたわけです。もちろんそれが家長権による支配とは性質が異なることは、十分認識されなければなりません。

司会 どうもありがとうございました。

族縁共同体としての家

司会 これからお二人の報告に沿って討論をすすめたいと思いますが、長谷川先生の御報告にありましたように、歴史的にいいますと、近世初期における家や同族団の問題

は、戦前の「名子小作」の問題や、それをめぐる家や同族団の問題と深いかわりがございますし、また、社会学の分野で申しますと、有賀理論とも深いつながりがございますので、このあたりから話しあってみたいと思いますが、この点について、大竹先生いかがですか。

大竹 近世初期というばあい、それをどの時点で考えるかという問題がありますね。戦国期あたりまで遡ってみますと、たしか宮川満さんが調べられたものがありますが、それによると屋敷をもつ隠居などがあると同時に無屋敷の兄弟、次三男百姓がいますが、この段階



竹では、まだ木家分家という形よりも、むしろ株内的な性格のほうが強かったと思えますね。そのばあいにね、人別帳などで把握された家と、現実の社会単位としての家とが違うんじゃないかと思うのです。たとえば、私が摂津国上瓦林村の近世初期を分析したときには、人別帳のうえでは本役と隠居とは別筆になっているのです。けれども、当時の現実の社会単位は、隠居もふくめた形でひとつの単位となっていたのではないかと思うのです。実質的には、屋敷も分けしてもらい、土地も分割されているけれども、屋敷地や土地

の面でもまだ共有関係が強かったのではないかと思うので
す。

ただ、そのばあいには問題は、経営体という面からみると、それが社会的単位とうまくオーバーラップしているか、どうかということなのですが、その点になると、経営体としては、隠居自体も、それぞれある程度の高をもっており、下人や牛馬もわけてもらっているから、隠居、つまり分家も実質上自立しているというようにみえますね。けれども、村の中でなにかやるときには、本家と分家が一体になって集団としてやっていますから社会的単位としては、それらの集団がひとつの単位になっているのじゃないかと思うのです。

それで、これらの株内的な集団が、江戸時代の初期にかけて、隠居が村内で自立化して本百姓化し、個々の家に分裂していくわけです。そのばあい、太閤検地というような権力側からの問題がどう絡んでくるかということが重要なのですが、近世初期とは、上からの権力によって個々の家というが、近世本百姓体制に分化していく過程だったといえます。まあ、非常に大きな図式でいえば、そういうことじゃないかと思うのです。

長谷川 私もそう思うのですが、その分解の時期は、地方ごとにかなり差異がありますね。

大竹 そう思いますね。

長谷川 それに、時代としての近世初期の状態は、近畿と東北とでもかなりちがっているのですが、私が、近世初期の家の理念的モデルとしてとらえているのは、ひとつの百姓株のなかで、本百姓身分の家族（本家）を中心にして従属身分のものの家族が一团をなしているようなものをさしていますから、大竹先生のいわれる株内的集団や族縁共同体とよばれるものであり、それは、かつて有賀氏が分居大家族といわれたものと同じです。ただ、報告でもいいましたように、近世初期の農民の家の構成のすべてが分居大家族だったわけではなく、核家族や直系小家族も同時に存在したのですけれども。

横田 その地域的差異ということについてなんですが、さきほどの大竹先生の御指摘のように、領主の政策たとえば



田 ば太閤検地を小農⇨小家族創出政策であるとするれば、いわれるような分居大家族の存在はそれと矛盾してこざるをえない。

横 そのところを地域差で考えるところとしても、

それならたとえば後進地では、①領主の政策自体が現実
妥協して分居大家族を認める形で行われ、近世中期以降政
策変更が行われたと考えるのか、②もしくは、最初から領
主は小農＝小家族創出政策をとっていたが、近世前期には
村落社会の実態とはズレたままの過渡期であったと考える
のか、という問題があると思うのです。

いいかえますと、大閤検地、小農＝小家族創出政策では、
領主による年貢・役の単位としての百姓株設定は、基本的
には小農＝小家族を単位としたはずで、長谷川さんの御
報告の場合、そしてこれは藤井さんの御報告でも同じだと
思うのですが、分居大家族の存在理由を百姓株に求められ、
しかもその百姓株は、年貢・役あるいは人別帳の単位とい
う対領主関係において位置づけられると同時に、村寄合な
ど村落社会内部における「一軒前」「株」でもあるとされ
ています。しかし、後進地の領主が、先ほど述べたように、
現実には妥協して分居大家族を百姓株にし、年貢・役の単位
とする政策をとったと考えるのであれば一応筋はとおるの
ですが、勿論そうした事例もあるのですが、領主が小農＝
小家族単位に百姓株を設定する政策をあえてとる場合、村
落内で分居大家族を百姓株としているのと矛盾せざるをえ

ません。実は最近日本史の分野で、国家や領主によって上
から役負担者として百姓身分が決められるのか、村こそが
その某団構成員＝百姓身分たる資格を決定するのかという
両者の関係をめぐる論争があるのですが、領主の政策と現
実とのズレの問題は、地域差の問題であるだけでなく、百
姓株＝百姓身分の問題でもあると思います。

長谷川 そのことは、大竹先生の撰津国上瓦林村の御研
究では、隠居も別筆になっているということですが、私が
報告のなかであげました信濃国佐久郡本間村（小海町）の寛
文三年（一六六三）の人別帳では、一軒前の家ごとに分居
大家族になっているものがかなりあって、新しく分家した
と確認できるものや新しい来村者は核家族なのです。です
から、このばあいは、領主側が、分居大家族を単位にした
とか、小家族を単位にしたとかというのではなくて、生活
の実態をあらわしていると思うのですね。同じ村のなかで、
分居大家族と小家族が併存しているのですから。ところが、
本間村から千曲川を降って現在の佐久市の原村の人別帳に
ついてみますと、本間村の人別帳よりも九年前の承応三年
（二六五四）のものですが、ここでは、分居大家族でなくて、
小家族ごとに一打になっているのです。ただ、一打の小家

政策であっても、やはり現実は無視しえませんね。

百姓株と家

長谷川 それで、領主権力と百姓株の問題についていいますと、領主側が、近世初期に百姓株として設定したのは、本役、つまり夫役負担の単位としてなのですね。百姓株の設定が、田畑の名請を基礎にしているのではなく、屋敷地の名請を基礎にしているということ、つまり、屋敷地の名請人が本百姓身分であるということは、百姓株や本百姓身分というものが、貢租負担でなく、夫役負担と直接にかかわったことだと考えます。でないと、つじつまが合わないのですね。ですから、領主側が直接支配の対象にしたのは、この屋敷地を媒介にして、その所持者を人的に支配し、夫役徴収の対象にし、それが同時に、本百姓の内附関係の分も含めた貢租米收取の単位としたのだと思うのですね。田畑所持者として検地帳に登録されている人数は多いのに、貢租納入単位としての名寄帳の記載人数が少ないのは、こうした関係があるように思います。

族には、本百姓という身分の記載のあるものと、身分の記載のないものが併存しています。身分記載のないものは、かつては従属身分だったのでしょうけれど、もう事実上は完全に自立していたと思われれます。これら身分記載のない一打百姓の本役負担がどうであったかは残念ながらわかりません。ただ、本間村は平地の乏しい村ですが、原村は平野部の村で、両村の生産力では大きな差があります。ですから、大竹先生がおっしゃったように、人別帳の記載様式と実態とのズレは、過渡期にはことに多いと思いますし、さらにそのズレは、領主権力の意図ということもかかわってくるのですが、私が地域差というのは、まずもって、生産力の地域差ということが、実態の地域差の基礎条件であると思うのです。同じ近世初期といっても、各地方のあいだには、かなり大きな差異がありますから、太閤検地の意図が小農小家族政策であり、各領主が、その意図をもったにしても、全国一律にそれが実現しうる条件にあったとはいえないと思うのですね。旧南部藩なんか、明治以降も名子制という分居大家族が残存していますし、古島敏雄氏が研究された信州伊那でも、被官を抱えた御家の制度が幕末まで残存していますから、太閤検地の意図が小農小家族

ただ、この問題についても、地方差があつて、夫役収取のウエイトが重い地方と、早い時期から貢租米収取のウエイトが重い地方との差がかなりあるように思いますから、一概にはいえませんけれども、とにかく、近世初期の百姓株とか家とかは、対領主関係という観点から見ると夫役負担の単位としての意味があるように思います。

そして、近世初期には、この夫役負担の単位としての百姓株が、ひとつの家で、その内部構造が、それぞれの家屋に分居し、生計の単位をなす家族の一团としての分居大家族をなすと考えるのです。

大島 僕は、長谷川先生が、支配・収取の二元性といわれることには非常に賛成なのです。というのは、いま校正中の「近世における農民支配原則と『家族形態』」（大阪市立大学『経済学雑誌』八七巻四号、一九八六年二月）という論文



で、僕は、近世農民の家族や同族団のあり方を考えたのです。その際、支配のあり方という大きな影響を与えているのではないかと考えているのです。

たとえば、備前藩ですけれど、内藤二郎氏や柴田一氏の研究では、近世の中後期でも宗門改帳に大家族の形態が出

てくるのです。それはなぜかといえば、同藩の別家分地禁止令というのは非常に厳しくて、株分け別家、新株別家が出来ないのです。それで帳簿上は傍系家族を含む複合大家族になるのです。

信州松代藩でも、同様に一軒あたり二〇数名というような大家族は、村内で一、二軒ですけれど、少なくとも一〇名以上の大家族の形態が半分以上のウエイトを占めている村が珍しくないのです。

これは一体なぜだろうと思うのです。

実態としては、おそらく小家族の集合体なのでしょうけれど、賦役台帳や人別改帳には大家族の形態が載るといふことは、領主が農民をそういう形で把握していたということなのです。それらの藩では、夫役制度が、近世の中後期でも続いているのです。いわゆる地方知行をやりましてね、その給人に知行付百姓を与えるわけです。そして、給人と知行付百姓の関係をみますと、かなり固定的で、ある給人にずっとその百姓がついているようなんです。

なぜ、こんなに厳しい別家分地禁止令が出されたのか、その意図はよくわからないのです。法令の文面では別家分地が規制されないと零細経営が多くなって、農業経営が不

安定になって困るからだといわれてはいますけれど、幕府領や他の藩では、こんなに厳格にやられた様子はみられないのです。そうすると、この両藩のばあいには、どうも夫役制度と関係があるのではないかと考えるのです。これまでは、近世の初期と中後期の農民の家族形態の区別として、経済史や社会経済史の分野では、小農生産力の発展ということを一の原理みにたいにすごく重視してきました。もちろん、それも大切だと思のですが、それをふまえて、初期の役屋制と石高制という二元的な支配から、中後期の石高制による一元的な支配へとという農民支配原則の変化ということが、農民の家族形態の変化——直系ないし核家族形態の一般化——に大きく影響しているのではないかというふうに僕は考えているのです。

そして、後で同族団のことが問題にされると思いますが、近代に連続する同族団は、近世中期以降、石高制の強い規定を受けた形で出来上って来たと考えています。僕は主に甲州や信州の事例で考えているわけですが、そこでは同族団は「相地^{アヅヂ}」とか「地類^{ヂルイ}」と言われるように、土地による結び付きという面が非常に強いのです。そのような性格は、近世中期以降、領主の農民支配が石高制、つまり人間では

なく土地——石高の支配という性格を強めて行くわけですが、近世前期の検地で先祖が名請した土地を、本家と分家が分け持つて守って行く、そしてそのことが年貢を村請している村に対する責務でもある、こういう状況のなかで形作られたものではないかと思っております。そして、「親類は一代限り、地類は末代のつきあい」と言われるように、土地を通じた結び付きが重視されるのに対し、血縁による結び付きがきわめて弱いという点に注目したいと思っております。

司会 近世初期の百姓株とか家と夫役のことが問題になってきましたが、この点について横田さんの御意見は……

横田 まえに大竹先生がおっしゃったことも関係するのですが、私は近江の湖東の村落を少し研究したのですが、その村では、近世初期に村掟の署名が百五十人もあるのに、宗門帳に家としてあがってくるのは百軒くらいという形になって、両者の間にズレがあるのです。その理由は、さきほど大島さんがおっしゃったように夫役の問題が、村として全部を登録すると全部に夫役がかかっていますから、一種の操作をしたんだらうと思うのです。ですから、村掟や宮座など村の現実の社会状況と宗門帳など領

主によって法制的に把握された村の状況とが、いろんな媒介によってズレているということがある。一七世紀後半になると、夫役が夫米として高がかりになること等によって両者はほぼ一致してくるのですが、初期の人別帳についていえば、村や「家」の実態を直接に表現した史料とはみれないと思います。

長谷川 人別帳で一打単位に書かれたものが、近世初期のばあい、現実の生活単位としての「家族」とはズレているとしても、「家」という単位、つまり夫役負担の単位としての百姓株単位であったということとはあまりズレないのではないですか。私は、「家」と「家族」とは、社会単位としては、近世初期は別のものになるばあいがあると考えているのです。

牧田 近江の村落のばあいですけれども、中世的な惣的結合があつて、村の成員権がどのように決定されているかということが問題だと思ひます。村人（モロト）などの名



田 主層による惣的な結合の外側に、平百姓や下人層などが相当するんじゃないかと
牧 思うんですね。そういうなかで、中世において小農自立化が進行しているわけ

で、中世から近世にいたるそのような惣村のうごきをふまえて、領主権力から屋敷地所有者に對する夫役負担という形で把握されるということなのではないでしょうか。

横田 私のみたところは、中世の惣村地域ですが、そこでは、中世には名主クラスというか、ある程度有力な家が惣村の合議メンバーなのですが、それが太閤検地を経験して、分家や小百姓などもみな土地所有者として登録されていきますから、惣村自身が寄合のしかたやメンバーなども変化させざるをえない。この地域のばあいは、村掟署名や寄合の構成員を一五〇人くらいにするという形で変わるのです。ところが、初期には人別帳を通じて領主に「家」としてみえているのは一〇〇軒くらいなのです。

牧田 僕がいろいろいいたいののは、成員権が大きくなったり小さくなったりするのは、村の自律的な関係として行なわれているのではないかとということです。それを前提として、領主の側から夫役負担に耐える家として、村の事情にあわせて一定数の家を役家として現実的に把握していくということとなんじやないかと思ひます。

横田 私も、大体同じ意見で、あの百姓株の設定とか、つまり村落において誰を成員とするかということとは、かな

りな程度、村落の自律的なものとしてきめられるっていう感じがですね。百姓株として領主との関係と、村落内での関係のどちらの比重を重くみるかといえば、やっぱり村落内のありようということが、基本になるんじゃないかと、そういう感じはします。

大島 その辺は大きな議論のあるところでしようけれども、さきほど長谷川先生がおっしゃった領主側の二元的な支配の問題ですが、夫役徴収ということを、農民支配のひとつの柱と考えているばあいには、株というものは、領主の側から設定するのでしょうか、その株を何軒にするか、あるいは誰を株にするかということについては、やはり、村落内部の問題があった。その辺はちよつと微妙ですけれどもね。例えば、秀吉が、「家一に二世帯あるべからず」という法令を出しているように、領主側からすると、出来るだけ多く役家を設定して、多くの夫役を徴収したいということがあったと思うのです。その辺、力関係の問題も多分にあったんだろうと思います。

ともかく、そういう形で、領主が夫役徴収というのを一つの柱として、株を設定していく、あるいはその設定したものが株となるというばあいの株とですね、もう夫役徴収

体制はなくなって、領主側は石高による支配に一元化して、株というものがあろうがなからうが、石高を通じて支配が出来るという状態になつても、なおかつ残っている株とは、区別する必要があると思ひますね。後者のばあいは、同じ株でも、直接領主とは関係なしに、まさに村レベルで、村落共同体のなかで株というのが設定される。そのばあいは、株が直ちに経営と一致するかといえば、必ずしも一致しない地域と、一致する地域があります。これは経済的な変動ということとかなり関係することで、変動の少ない地域は、旧役屋層などが依然として勢力をもち続けていて、株数が限定され、したがって、複数の経営を含む大きな株となります。これに対して、変動が大きいところでは、一つ一つの経営が株だというような、高持ちになれば百姓株をもつてるところになつているところもありますね。そういうところでは、比較的株の生成、消滅がひんばんであり、とくに零細あるいは小規模経営層では株の永続性ということもあまり問題にならないように思ひます。そういうふうには、株自体が少し違つてくるのじゃないかと思うのですが……。

大竹 百姓株ということですがね。これはやはり法制的なものが非常に影響している。上からだんだんに株層とい

うものを固定してそれを維持する政策があって、村落のほうでもそれに一致するような方向になってくる。その時期は、地方によってずいぶん違っている。たとえば、近世初期につぶれた家があると、つぶれた家の土地を二分したりしてはいけないという法令は出ているのです。ところが、近世の初期には、そういうばあいには、屋敷地だけは何々屋敷として残っていますけれども、田畑なんかは親族で分け取りしているのですね。それが近世中期になりますと、つぶれた家のあとは親族で管理してバラバラにしていけないのがあって、こういうことをみても、最初に法制的なものな形ができていなかった。私は、本百姓株が固定するのは、やはり生産力にひとつの限界がきたときではないかと思うのですね。それ以上は今度はもう家をつぶせないとか、増やさないとという形になったように思いますね。

それから、大島さんのお話に関連することですが、近世中期以降でも、岡山藩のばあいは、政策的に大家族を維持するという考え方がありますが、岡山藩でああいう別家禁止令を出すけれども、あれは現実には株分け別家の禁止なんです。株つぎ別家はいいのです。

それからもうひとつ、岡山藩でみると、別家禁止令が出ているが夫役の問題については、村の中で夫役を負擔するものが一定の株のものだけに集中してしまうと、他の百姓は何もしなくてよいということになる。それは村全体からみると、夫役を分散したほうが有利だということで、別家をもとめた所もあるわけですね。だから、岡山藩のばあい、夫役の面だけではとらえられなくなるのではないかと思います。

ただ、岡山藩にしても、徳島藩にしても、まあ徳島藩は棟付改めというのがありますが、あれも夫役と関係があるのですね。やっぱり中世的な棟改めとか、中世的な夫役を中心とした公事をかける場合の単位、ああいったものが近世になっても残っている。ただし現実の夫役として徴収するんじゃないかと、実際には、金銭的なものに変わっていくんでしょうけど。だから、地方によって、領主権力の農村の把握の仕方が、そういう古い中世世界、夫役中心の把握の仕方と、田畑中心の把握の仕方があって、これは藩によっても違ってくるんじゃないかと思うんです。

家とは何か

司会

さきほどから、百姓株をめぐって、その設定が領主側からみるべきか、村落側からみるべきかということや、夫役とのかかりということが議論になってきましたが、このことと関連して、長谷川先生の御報告では、「株としての家」ということがいわれております。そして、この「株」というのは、領主との関係と村落との関係のなかで、一定の権利と義務の社会単位としてみとめられたものということとです。また、なぜ、家を「株」としてとらえるかについても御説明があったのですが、この点について他の方の御意見は……………。

光吉 今日のお二人のご報告は、歴史に不案内な私には教えられる点が多く、いろいろ示唆をえました。



吉の側からなされる百姓株としての家の承認と、このような意味での家の成立とは

別箇に、あるいはそれに先行して、同族

や村落によって与えられる家の承認があり、そのそれぞれは必ずしも一致しないというように私なりに理解しました。そこで、報告の中でお二人とも領主権力によって設定された株としての家を強調されたわけですが、それと農民の生活実態とは区別して考えなければならぬように思うのです。もちろん、制度が生活実態を規制する側面をもっていることを無視するわけではありませんが、家を農民の生活体という観点からみますと、株という観点からのみでは家の多面的な構造は明らかにならない。家生活の内部で展開される生活共同の側面や、家父長権の問題、また、夫婦関係や親子関係の文脈で展開される諸活動など、もっと多面的な要素がふくまれております。この点どのように理解したらよいのでしょうか。

長谷川 家を多面的にみていこうという光吉さんの御意見には僕も賛成です。僕も社会学ですから、家内部の親族関係や非親族者の問題、あるいは家産や経営の問題、それに、家内部の役割構造や権力の分化と支配形態の問題、それから家の観念や先祖崇拜、躰やパーソナリティ形成などは、家研究として非常に大事な問題だと思います。

ですから、僕は、家というものについて、株としての側

面だけを重視しているのじゃないのです。家の多面的な構造のひとつとして株としての家ということを行っているのです。

で、なぜ、この点を強調するのかといえば、たとえば、現実に生活実態としてひとつの生計単位をなしている家族があり、また、その家族が経営上でもひとつの単位をなしている、それだけで「家」といえるかどうかという問題があるのです。つまり、現実の生活実態として存在している家族が、すべて「家」とはみなされなかったということに問題の核心があるのです。このばあいの「家」というのは、「一軒前の家」ということですが、名子や抱など従属身分の家族は、現実の生活実態としては、生計の単位をなし、農業経営の単位をなしていたのです。年に何日かは、抱主の地主手作経営や家事手伝に賦役にいくことが義務づけられていても、かれら自身は、自己の役地や小作地の経営をやっていたのですから、立派にひとつの家族なのですね。ワラジノギの家族も、明治以降でも、村の中では一軒前の家としてみとめられないし、種々の権利義務についてもそういう扱いをうけていないのです。

そうしますと、一軒前の家として社会的に承認されるか

どうかということは、家族や経営や生活連関ということからは説明できることではないのです。論理的にいえば、二つの家族のあいだにつよい生活連関があったにしても、それだけでは、この二つの家族が、なぜひとつの家でなければならぬのかは説明できないのです。二つの家族が、それぞれ別個の家であって、その二つの家のあいだにつよい生活連関があっても、少しもおかしくはないのです。

ですから、この問題を解くためには、視点を變えて、「一軒前の家」として社会的に承認されるということとは、その不可欠の条件として何が必要なかということを考えていくことだと思ふのです。そのことは、「家とは何か」を考えるばあいに、その出发点として、まず明らかにしなければならなかったと思ふのです。しかし、これまでの日本の家論は、この出发点を明らかにしないままに、家族構成がどうだとか、家内部の支配形態がどうだとか、経営形態がどうだという議論が先行してきたものですから、「家とは何ですか、なぜ、家族と区別して家といわねばならないのですか」という一番プリミティブな疑問に答えられないという状態にあるのです。このプリミティブな疑問に対して、私なりに出した回答が、「家は株として存在する」と

いうことなのです。

つまり、近世においては、百姓株をもつものが、「一軒前の家」として社会的に公認されたということです。これが必要ならば、現実の生活実態として一個の家族として存在し、経営単位として存在しても、社会的には「家」としてみとめられないのですね。そして、この株というのは、対領主関係や村落関係における権利・義務の社会的単位なのですから現実の生活実態のうえで、非常に大きな意味をもっているのですね。

近世初期に領主側は、「家改め」をおこなって夫役負担の単位として百姓株を設定するのですが、この設定が、領主側の全くの恣意によっておこなわれたとは考えられません。やはり、かなりの程度までは、村落内の慣行や状況を土台にしておこなったと思うのです。もちろん、時代の変化と領主側の意図とによって、公的文書の記載と村落内での実態とにズレが生じるということはよくあることですけれども。

報告のなかでもいきましたように、名子、被官、抱等の従属農民は、百姓株がみとめられていない。つまり領主の側からも、村内でも、一人前の村民としてみとめられてい

ないもの、一人前の構成員としての権利義務をみとめられていないものですね。したがって、百姓株をもつ本百姓の内附のものですね。ですから、非親族の従属農民も、本百姓の家成員とみなされたのです。さらに、前にもいいましたように、現実には家族員がいなくても家は存在するといわれるばあいの家とは何かといえ、やはり株としての家だと思ふのです。これと関連して、絶家再興ということがおこなわれますが、絶家とは、家族員がいなくなった家、ただ株としてのみ存在している家を、新しい家族がそれを継ぐということでしょう。ですから、これらのことは、家が株として存在しているということを明確に認識しなければ、どうしても説明のつかないことだと思ふのです。そして、日本の家が、単純に家族論では割り切れない、また、経営という観点でも割り切れないゆえんは、この点にあると思ふのです。

現実には日本の家が、家族生活や家業経営を、その内実としてもっているということは、もちろん大事なことです。けれども、家族生活や家業経営が、「家」の問題になりうるのは、その家族生活が、株という社会単位として社会的にみとめられ、そのような形で営まれ、経営されるときです。

もし、この点を明確にしないで、家族生活や経営を論じた
ら、それは家族論、経営論、生活構造論にはなりえても、
日本の家論にはならないですね。つまり、日本の家という
ものの核心から離れたところで議論が進行しているという
ことだろうと思うのです。

私は、中世のことにあまり自信がないのですが、近世に
おける株としての家ということは、中世における職として
の家ということとつながりのあることではないかと思いま
すが、とにかく、家が株として存在するということは、近
世の社会や村落が、その一面において、株を単位とした社
会システムとして存在したことに由来するのですが、この
慣行は、明治以降の村落や家についても、かなりつよく残
存しております。私は、鈴木栄太郎氏の著書を近年に読み
返していないものですから、鈴木氏が家を精神だといわれ
たことだけが記憶に残っていたのですが、今回、藤井さん
の報告で、鈴木氏が「家は株である」といつておられるこ
とをじっくり意をつよくしたのですが、おそらく鈴木氏は、
戦前の農村の実態についてこういういわれたのでしょうか。
光吉 長谷川さんがいわれるように、私も家もつ株と
しての側面を無視するわけではありません。鈴木栄太郎氏

や及川宏氏もすでにこの点に注目されていたわけですが、
その後の社会学的研究は、むしろ家生活の実態把握とその
内部的な構造原理の抽出に大きく傾きますので、その結果
として制度的規制の側面がどちらかといえれば軽視されてき
たことも否めません。社会学の立場から問題になるのは、
このような制度的な家の設定が現実の家生活とその構造原
理にどのように作用したかを明らかにすることだろうと思
います。

そこで、素朴な質問で恐縮ですが、近世中期以降の本百
姓体制の中で、本百姓に取り立てられず、公的には「一戸
前の家」として承認されるに至らない水呑・無高層や名子
の家、つまり、領主権力によって公的には承認されていな
い農民の家は、どのような性格をもつものと理解したらよ
いのでしょうか。

大竹 小高層とか借屋層ですね。農村でも自分の屋敷と
いうものを持っていませんね。そういう層は、宗門帳には
一軒前の形でのつていますが、村内では、水呑層は一軒前
として扱われていませんね。だからおそらく宮座なんかあ
っても、水呑層はこれに参加できないと思いますね。

領主のほうは、いろんな公の帳簿とかに、だんだん水呑

層まで署名させるといふ形をとってきまされども、村内では、まだ水呑層は、村の寄合とか、それからおそらく、村役人を選出するとか、そういう権利はないわけですね。

無権利状態で、ただ事実上、親方百姓を背景としながら、入会地の利用とか、そういうのを事実上はできるかもしれないですけど、権利としてはないという状態じゃないかと思えますね。

長谷川 そのばあいに、村入用を棟割りにしたとき、水呑層はかからないのですか。

大竹 水呑はかかってないですね。

藤井 私もそう思います。つい最近、大竹先生も研究された西宮の上瓦林村と、岡山県柵原町にある行延村のについて近世中期以降の役銭などの負担の状態を分析したのですが、無高層はこれらを負担しなかったようです。つまり水呑みは村民としての義務を果していなかったということですね。

横田 軒役もかからないのですか。高がかりの分はかからないとしても。

藤井 いやしかし、私がさきに言った事例のうち上瓦林村では、高掛かり分だけでなく、家掛かり分も、無高・水

呑み層は負担していなかったようです。つまり家掛かりといっても、宗門帳の一打百姓すべてに一律に課せられていたのではなく、高を持つ百姓だけに課せられているのです。年貢納入の史料などを見ると、このときには領主に對する年貢や役とともに、通常の村入用なども納めています。年貢は村請制ですから、あとで村役人がその分だけ差し引いて、領主に上納すればいいわけです。このような形で村入用を集めると、当然名寄帳に名前を表わす高持ち百姓だけが自然と村の負担を担うようになっていくわけです。近世中期以降の村落の家を考える場合には、宗門帳などよりは名寄帳のほうが重要な意味を持っているのではと、最近はお考えしています。

司会 日本語では、家というのは多義的で、そのうち、社会集団に関するものにかぎっても、家族のことを家ともいいますし、家族とは区別された家というものもある。ことに、近世にかぎっていっても、家としての家族もあれば、家としてみとめられない家族もあるということですね……。

長谷川 そうですね。日本語の家といわれているものは多義的ですね。戦前の民法で家というのは、一つの戸籍に記載された家族と同義語になっていますし、そのばあい、

家族というのは、戸主を除いた家族員のことでしょう。戸主と家族とで家。私は報告のなかで、近世初期の家という語には二種類あるといいました。一軒前の家と、その内部で生活単位となっている家と。そして、この家の語の二重性は、結局、分居大家族として存在する一軒前の家と、その内部にある各分居家族という構造化に対応したものですけれども、こうした分居大家族が、近世中期以降に解体したあとでも、これまでの話のように、一軒前の家と、村内で一軒前とみとめられない水呑やワラジヌギの家が存在しつづけたということで、家というものも、結局は各時代ごとにそのありようをみていかなければならないですね。

屋敷地のもつ意味

司会 それからもうひとつ。長谷川先生の御報告で、近世の初期に屋敷地というものが非常に重要な意味があったといわれたのですけれど、さきほどからのお話をうかがっていて、中期以降に田畑の高が中心となってくると屋敷地の問題はどうかというふうになってくるかという疑問があるの

ですが。

長谷川 私が屋敷地の問題に注目したキッカケは、近世初期についてなのです。これは、おそらく、中世的なもの継承だと思うのですが、近世初期では、領主と本百姓の關係においても、また本百姓と名子などの關係においても、屋敷地を媒介にした人間支配と労役の取取がおこなわれていると考えられるのです。けれども、一般に、近世中期以降になって、従属農民制度が解体すると、少なくとも本百姓と名子等の關係における屋敷地の問題は影がうすくなりますね。さきほどの話のように、借屋住みということは残りませけれども。それから、領主と本百姓の關係にしても、夫役のしめるウエイトが少なくなつて田畑の高や貢租米のウエイトが高くなると、やはり屋敷地の意味もそれだけうすれるように思いますね。ただ、さきほどからのお話のように、各藩のちがいは大きいですが、ですから、村落内で一軒前の家としては屋敷地はいぜんとして大きな意味をもつし、屋敷地の信仰などは明治以降今日までずっとつづいていますけれども。

大竹 いや私は、その点もね、前からいろんな村民の負担の問題からどう考えたらいいのかね、ちょっとわかりに

くかつたんですけれど。実はこれは近江で私の郷里の方なんですけれども、それを見ますと、村でのいろんな経費負担ですね、たとえばある家がなくなっても屋敷が残ってますとね、外へ出ておつても、村人としてのいろんな負担がかかってくるんです。ところが水がかりなど田んぼの場合のいろんな費用がありますね、そうするとこれは田畑を単位としているんな負担がくる。だから、例えば村の道作りとか普請とか、いろんな賦役にかかるのまで依然として屋敷地なんです。意外にもつと近世を通じて、やはり屋敷持ちが本来の村の成員という、そういう考え方が残っているんじゃないかと思えますね。ただ、近世の屋敷地について見ますと、誰々屋敷、誰々屋敷というのだけは残ってますね。ところが、初期においては屋敷を分割して、分家が出てきてくるような形ですけども、だんだん耕地に家を建てたりするようになりまして、はつきりしなくなってきたる所もありますが、どうも、屋敷というのは非常に重要な、村民権の一つの基礎であるという事は、まちがいないんじゃないかと思うんです。ここらへんにむしろ、町方と比較してみる必要があるんじゃないかという気がしてしやうがないんですけれどね。

長谷川 これは沖繩のことですけども、馬淵東一さん、村武精一さん、山路勝彦さんの調査報告をみていますと、沖繩でも、屋敷地のことは、大きな問題であるように思えますね。伊藤唯真さんの「屋敷ポトケ」とか「屋敷先祖」というのは、自分の家の祖先ではなくて、いま住んでいる屋敷地や、現在は畑になっていても、かつては屋敷地であった土地を、他人が入手したときに、その屋敷地にかつて住んでいた人を、「屋敷ポトケ」とか「屋敷先祖」というようですが、屋敷地は、先祖の靈的な土地という性格がつよいですね。

牧田 現在の近江の村もそうですね。「屋敷先祖」とか「屋敷ポトケ」という言葉があるんですよ。これは、僕も調査に参加した村で、上野和男さんが報告されておられます。その村は近世以来戸数はほとんど変化がないんですが、成員の入れかわりがひじょうに激しいのです。で、村から退転したり絶家したあとのあき屋敷に村内の別の家や分家が入る。すると新たに入居した家の本来の先祖と別に、それ以前の屋敷居住者の先祖も「屋敷先祖」として一緒に祀られるんですね。だから、村武先生が言っている屋敷筋に近いものは、本土の村にもあると思うんです。屋敷地の先

祖に対するこういう信仰がどうして生まれるかということ
を考えると、やはり屋敷地の存在が村の成員権の基礎にな
っていることに関係するんでしょね。

横田 大竹先生がいわれた側面に話をもどりますけれど、
たとえば、そこに居住していると住民負担というか、例え
ば、道を作るとか、防火とか、防犯とか、衛生とか、そう
いうようなそこに住む住民全体にかかわる公共的な業務を
やるために、住民全員が負担するということ、これは近代
にもある原理ですよ。近代には、もちろん、そういう住
民負担的なものと、それから水路の補修など土地所有にか
かわるものとが分離され、組織的にも公共団体としての村
と利益団体としての農業組合というように、近世でも、高
がかりと家がかりというように、かなり区別されています
けれど、それが完全に分離されていくということでしょう
か。

大竹 私がいいたいのは、近世というと、完全にもう田
畑所有を基礎として考えるけれど、やっぱり屋敷と田畑と
いう二重性、二元性というものを近世でも考える必要があ
るんじゃないかということです。

横田 多分近世の一般の百姓の意識としても、この仕事

に村でかかった費用については、土地に応じてかけるべき
だという考え方と、これは住んでいるもの皆が、平等に負
担すべきだっていうのは区別されてるんじゃないかという
気がしますね。村入用をどうするか、その割合をどうする
かということとは、費目ごとにかなり厳密に決められている
のです。ただ、後者は家役・軒役として賦課されるのです
が、近世のこれを、中世や民俗学的な意味も含めた「屋敷
地」の承譜で理解できるのかどうか。特に近世後期の家役
は水呑にまでかかるものもありますから、むしろ近代的な
住民負担の論理に近いのではないかも考えます。

長谷川 横田さんが、前にいわれた、住民全体の公共性
にかかわることは棟割りで、生産にかかわることは高が
かりでという二元構造は、近代以降の部落費の徴集の原則に
なっているようですね。それは、結局、村というもの
が、住民の公共性という側面と、生産の組織体という面の二つ
の面をもっているということですね。社会システムとしての
の村と、経済システムとしての村の二つの側面ですね。

それで、家役・軒役として賦課される側面というのは、
村村落の関係では、百姓株をもつもの、本百姓身分のもの
が、村民としての公民権やその他の権利をもつわけで、そ

の権利の裏返しとして家役・軒役をもつわけですから、近世初期では、やはり「屋敷地」所持者の義務だったと考えられます。けれど、それが近世の中後期になると、どうかということとは、結局、近世中後期の一軒前の家が、屋敷地所持ということと不可欠の条件にしたのかどうかということとかかわってくるかどうかだと思います。私は、報告のなかで、朝尾直弘氏が分析された河内国丹北郡更池村で、文禄三年（一五九三）から延宝六年（一六七八）の八五年間に同村の屋敷地面積がほぼ四倍になっていることを引用しておきましたが、この時期は、従属農民自立の時期で、本百姓になるためには屋敷地取得というか、屋敷持であることが不可欠の条件であったのだらうと思います。けれども、前から議論になっていますように、屋敷は夫役負担と結びついたものでありますから、近世中期以降に高がかりの貢租中心になると、権威的な慣行としてや、屋敷神信仰としては残存しますが、現実には、村内の家役や軒役の負担が、必ず屋敷持を条件にしたかということは疑問だと思います。屋敷地をもたなくても、村内で一軒前の家とみとめられるようになればそれでよいからです。ですから、この家役・軒役が、「系譜」という観点でいえば、屋敷地の系譜

だといえますけれど、それは、村内で「一軒」なのかどうかということの条件にすぎないので、屋敷持が「一軒」の必要条件でなくなれば、屋敷地は、家役・軒役とは直接に結びつかなくなるでしょうね。横田さんが、近代的な住民負担の論理といわれるものは、歴史的にいえば、近世初期の屋敷地持ち即一軒から、中後期の一軒、そして近代の棟単位（家族単位）という系譜の変化とみられないでしょうか。

それで、私は、少なくとも、近世初期までは、同じ土地であっても、田畑と屋敷地のもつ意味のちがいを明確に認識しなければならぬと思うのですが、さらにいうと、中世あたりまでは、田と畠も区別して考えられていたように思いますね。畠は、屋敷に付随したものであって、その屋敷地に住む人間を養うためのものというような。

大竹　そうですね。屋敷に附属する田畠があって、屋敷地だけを分離して処分することはできない。これらは一体なんです。日本では家と屋敷を区別するのは、あれは明治になってからやり出したもので、だいたい家と屋敷、家屋敷というのは一体で、しかも屋敷にも必ず屋敷田、あるいは屋敷畠といって付属の部分があるんです。これは一体な

んですね。

だからああいう古代からの園地ですね、園地というのは、私は屋敷に付随しているものだというふうに理解しているんですけどね。そういった伝統がやはり農村には残っているんですね。

光吉 門田も屋敷地に属するものと考えてよいのですか。

大竹 門田というのは、よくわかりませんが、中には屋敷田を含めているのもあると思いますけれど。近江の場合だと、屋敷田もみな屋敷に付随して、その部分ほとんどなことがあっても分離しちゃいけないんです。

経営体と家

司会 これまで、百姓株や屋敷地のことなど、家と村落の問題や、領主支配のなかにおける家の問題について話があったのですが、このあたりで、家の内部構造のほうに目をむけてみてはと思います。

そこで、家内部の問題として、藤井さんの御報告にあった家と家父長制の問題について話しあってみたいと思います

す。

この問題は、日本史、法制史、社会学など、多分野にわたってこれまで論争がおこなわれてきた問題で、たとえば、社会学の分野では、有賀氏と喜多野氏のあいだで、また中野卓氏と光吉さんのあいだでも論争になりましたし、法制史では近年に大竹先生と鎌田氏のあいだの論争など、家をめぐる重要な問題なのですけれども、まず、最初に大竹先生のほうから藤井さんの報告について……。

大竹 藤井さんは結局家というのを、家団体と、親族関係としての家という二つのものに分けて考えるべきだとおっしゃってるわけです。しかし、そこで問題として、経営体の問題をあまり述べていけないけれども、経営体としての家というのは、家団体のひとつの属性として、そのなかに含めて考えられるのかどうか。

実は、最近に『比較家族史研究』の創刊号に書いたのですがけれども、最近の古代家族研究のなかで、家というものがハッキリ出てくるのは経営体としての家が出現してくるという。その段階から家というものが明確になってくるんじゃないか。そのばあいの経営体というのは、おそらく生産単位としての家をいって思うのですけれども、

その生産単位としての家をどう位置づけるかということが一つあります。

さらに、一系的な家という考え方を古代史研究のなかで出しているわけですが、この一系的な家というのは、いつたい、どうとらえたらよいのかという問題。

もうひとつの問題としては、藤井さんの報告とは見方がすこしちがって、私なんかは、家父長制を考えるばあいには、家父長制概念と、日本の超世代的な家の観念は別に考えなければいかんと。で、家父長権というのが、いろいろと制約されるばあいに藤井さんは、族縁関係による制約ということをあげておられるわけですが、私はもうひとつ、そういう意識的な「家」というものによる制約を非常に重くみているわけですね。それが、日本の家父長制というものを、ある意味では、わかりにくくしているということかもしれないけれど、また、そこに日本の特性があるのではないかと考えているのですがね。

非常に広範囲な問題になりますけれども、もう一度いいますと、第一には、経営体としての家とはなにか。それは生活共同体としての家に包含されるものかどうか。第二に、一系的な家というものは、中世に出てきていると考えられ

るかということ。そして、この一系的な家というのが、家集団あるいは親族関係としての家にどう位置づけられるかということですね。第三に、家観念、超世代的な家観念と家父長制とのかわりですね、これらをお伺いしたいと思いますね。

藤井 第一の経営体としての家ということですが、たとえば、近世初期に各地にみられる従属農民を含んだ分居多家族についてみますと、親族の従属農民は、これまで話が あったように、自己の田畑をもち、経営的に自立したものもある。それなのに、一軒前の家としてみとめられないのは、やはり百姓株がみとめられてない、従属身分にあるからだと思うのです。ですから、経営を単位にして一軒前の家というものが成立しているのじゃない。一軒前の家として社会的にみとめられるのは、領主関係では本役を負担し、村落のなかでも一軒前の権利と義務を果しているもの、つまり百姓株をもっているものだと思います。それから、有賀氏の石神村の名子のようなものですが、有賀氏が、戦前にそれら名子を含めた一団を分居多家族といったときは、名子を家とはみとめなかつたと思うのです。しかし、後に、それを同族団といったときは、名子をひとつの家としてあ

る程度みとめたと思うのです。この点、有賀氏も、単位としての家とは何かが曖昧なところがある。で、名子は、農業の面でも、家事の面でも、本百姓に役儀を出している。ですから、本百姓の地主手作の農業経営や家事の経営からみると名子の役儀を含めて成り立っている。名子も本百姓から生活面で種々の面倒をみてもらっている。したがって、本百姓と名子との間には強い生活連関があるといえます。けれども、その生活連関というものは、「名子」という従属身分制度を軸として生じているものです。抽象的な意味での生活連関ではない。そして、名子も、自身としては、役地や一般小作地の経営をおこなっており、これは本百姓自身の地主手作経営とは別個の経営単位なのです。ですから、経営単位という観点からだけでは家の単位は決められないと思うのです。

大竹 生活共同体という概念や生活連関という概念ですけれども、名子が主家の経営の中に組み込まれているということが非常に重要な要素ではないかと思うのです。ウェーバーなんか、家の経営ということを当然の前提として、奴婢も家成員として含まれると考えていると思うのです。ですから、経営体というのは経済的な面ですけれども、こ

れを切り離して考えることはできない。ヘルというものは、経営体における共同関係を通じて生れてくるのではないかと思うのです。私は、この頃そんな考え方をしているので非常にペルゾンな関係に、もうひとつ、家を経営体としてとらえることが必要ではないかと。だから、生活共同体の中に経営体というのを非常に重要な要素として入れるべきじゃないかと思うのです。

藤井 私も、経営の単位というのが、即「家」の単位になるのじゃないということを知っているだけで、家の内部構造にとつて、経営ということは大事なことだと思いません。

司会 ただ、藤井さんの御意見だと、家長とか家長権を、株としての家の団体性を代表する当主権とか代表権というものの中からまず考えようとなさるけれど、大竹先生のばあいは、経営体における共同関係を通じてヘルというものが生れてくるという御意見ですね。

大竹 農耕関係を考えますとね。そこで家族労働ですとね、あるいは奴婢なんかも含めてやっとりますね。そうすると、その中でへの指導的な役割というものが自然に発生してくると思うんですね。そういうものを通じて、へ

ルの権威というものが出てくるんじゃないか。単なる、一緒に生活するだけの面ではなくて、もっと何かヘルの権威というものを生みだすようなもの、それはやはり経営面からくるんじゃないかという気もするんですね。

藤井 こういう経営の問題は、社会学でも家論の基本とかわってこれまでも議論がありました。とくに喜多野先生が「日本の家と家族」のなかで、有賀先生の家論をかなり詳細に批判しているなかに現われています。その場合、喜多野先生が有賀先生の経営論的な把握に對置している扶養とは一体何なのでしょう。光吉先生にこの際うかがっておきたいのですが。

光吉 喜多野先生は、よく知られていますように、家父長制的な生活集団をエルンスト・マンハイムにしたがって、世帯共同体、扶養共同体、経営共同体を含むものとして捉えておられます。ここで扶養といわれる概念は、この集団の構成員が共同の生活源によって給養されるという事実をさしており、この場合家のヘルは、その構成員に對して無限定的な、生涯をつうじて、生活の全般にわたって、扶養の物的基礎の管理者の地位に由来する扶養を行なうわけです。その基礎には、「権威とヒエラート」を軸とする家長と

家構成員との関係が存在している点で近代的な扶養概念とは異なるものと考えておられるように思います。そして、このようなヘルの扶養行為がヘルの権威と無関係でないことも事実です。日本の家や同族は、このような意味で扶養共同体であるといえますが、大竹先生がいわれたように、経営共同体としての側面もちろん無視できないと思います。

家父長制と相続の問題

光吉 藤井さんのご報告にかえりますが、藤井さんが家の支配構造を家的支配と家族的支配に分類して、家父長制論の二つの流れを統合しようと試みられた意図はよくわかります。とりわけ家族的支配の文脈で家産分与を親権にもとづく相続と理解することによって、家や同族における親族・非親族の役割の差異を明らかにしようとしたのは、家研究の新しい方向を示すものとして関心を持っています。ただ、この問題について疑問がないわけではありません。さしあたっては、「親権」にもとづく「相続」の意味について

てうかがいたいと思います。親権というのは、おそらく親子関係に限定された権利と考えてよいと思うのですが、かりに親族への家産分与を親権にもとづく相続ととらえた場合に、そこで成立する同族団内部の権威的支配関係は、少なくとも親族分家に限っていえば、論理的には親権の拡大すなわち親権による親族分家支配ととらえなければなりません。このように世代的に限定された親権が、世代を超えて存続する本家による分家支配の説明原理になりうるのかどうか問題です。

家産分与を本家家長による分家扶養の一環としてとらえる立場は、この点を配慮したものだとは私は理解しています。そして、このような文脈で家父長権が家や同族の説明にさいして特別の意味をもってくるのではないかと思うのです。家父長権の裏付けのない財産分割によって同族的な支配関係が成立するものでしょうか。つまり、家や同族において、親族関係上の地位は家上の地位を前提にしてはじめて有効性をもつというように考えられないでしょうか。喜多野先生の「家と家族の二重構造」論もこのような立場から展開されたものだと思います。

長谷川　まず、相続を親子関係的なものとみるか、喜多

野氏のように家父長の分家に対する扶養行為とみるかということは、私は前の論文（『同族団の初源的形態と二つの家系譜』）でも書いたことなんですが、鎌倉時代の武士の所領の譲与のばあいでも、被相続者のことを、『式目』でも、父母といっているのですね。親のことを父母と並べて書くのは、当時女子も相続権をもっていたことと関係があるのかもしれないんですが、日本では、相続権をもつには、かならず被相続者に対して「子」というステータスをとらなければなりませんでしょう。たとえば、弟が兄の養子になることによって兄の財産を相続しえるとか、あるいは孫が祖父の養子になることによって祖父の財産を相続できるとか。それは、よくいわれているように、日本の相続が、父と子という父子主義を原則としているということですね。

もし、相続が、家父長権にもとづく扶養行為であるならば、なにもわざわざ弟や孫やときには非親族を「養子」縁組して父子関係を設定しなくてもよいことなんですね。家長と家成員という関係でおこなえばよいことなのです。けれども、わざわざ父子関係を設定するということは、相続が父と子という親族関係にもとづく行為だと認識されていたからだと理解せざるをえないと思いますね。

相続というのは、原理的にいうと、財の私的所有が存在するところでは、未開社会、古代社会、近代社会のどこでもおこなわれることで、これは家族内部の支配形態が、家長制であろうとなかろうと、支配形態にかかわらず行われるものですね。そして、私的所有というのは、前近代社会では、個人所有というよりは、一定の範囲内の父系親族集団や母系親族集団の所有という形態がその基礎に強くはたらいっています。たとえば、江戸時代でも、家産の所有は、たて前の上では、個人の所有の形をとりながらも、その処分にあたっては、父系の親族や同族の承認を得るという習慣があり、この習慣は明治以降でも残存した地方が少なくありません。そして、相続というものは、この所有形態と結びついていきますから、親族関係にもとづくもの、親権にもとづくものと理解すべきだと思うのです。

これと関連して、日本の家と家長制ということについて少しいわせてもらおうなら、喜多野氏は、家長制を、日本の家の必要条件のように考えておられたようで、同族間もこの脈絡で理論化されていますから、親族分家の創設における家産分与も、分割相続でなく、本家家長が分家をおけるための行為だと理解されたと思います。

けれども、私は、家長制支配形態が、日本の家の必要条件だとは考えません。これまで種々の議論があるように、家長制的なものもあれば、そうでないものもある。つまり、社会的に「一軒前の家」とみとめられてきたものすべてが家長制的な支配形態をとってきたとはいえないのです。ですから、私は、家というものの必要条件を、むしろ、社会的に「一軒前の家」としてみとめられているかどうかということにおくのです。そして、近世の農民の家については、いままでいつてきたように「百姓株」としての認定にもとめるのです。

たしかに、家長制のもとでは、家長が家成員に対する扶養の義務をもつというのが一般原則です。けれども、相続ということと、家内部の支配形態が家長制的であるということは、レベルのちがう問題です。同じ分家創設でも、非親族のそれは、名子にしても、奉公人分家にしても、それらは「分家に取立てる」ということで、一種の主従関係、身分関係がありますから、本家との関係は、庇護・扶養と奉仕の関係です。したがって、その創設に土地や家屋を貸与することは、恩恵であり、本家家長の扶養行為と理解せねばならないと思います。それは、一口にいうと「家

「産制」的關係です。

けれども、分割相続による親族分家の創設を、家父長権の扶養行為とみるなら、たとえば、ヨーロッパでの古代や中世家族は、家父長制のつよい家族でしたが、そのばあいの分割相続は、喜多野氏のいわれるように、本家統制のつよい同族団を構成したのでしょうか。

たとえば、フランスの総領制といわれる中世のParageの制度も、中田薫氏によると、封の不分割主義があつたため、遺封を数人の子に分割しながらも、封主に対する対外関係では不分割のものとして、長子ひとりだけがこれを代表して家士誓約や封的勤務をしても、次子以下は、長子の家士ではなく、長子と同僚の關係であつた。それゆえに、語源としては「平等」を意味するParageと称されるのだといわれています。このParageは、明らかに、親族關係にもとづく分割相続であり、その内部關係は、長子や本家の家父長制支配といつたものではないのです。

ですから、私は、家父長制を家の必要条件とは考えることには反対ですし、その脈絡で本家・分家の同族団を考えるのにも反対なのです。同族団というのは、むしろ、百姓株の系譜をひく家々の集団であり、そのなかで、親族分家

は、分割相続によって、先祖相伝の家産の分有關係にある家々の集団とみるのです。

もつとも、そういつても、私は、日本の家のすべてが、非家父長制的であつたといつてゐるのではありません。ただ、その議論のために、さしあたり、二つのことを考えなければならぬと思います。

ひとつは、親権、夫権、主人権ということと區別された意味での家父長権とは何かということですが、たとえば、家の団体性ということが非常につよばあいに、その団体を代表し統轄する権力、当主権としての家父長権というものがあるように思います。それは、親権、夫権、主人権という個々の關係における権力に解消しえないそれ自体独自の権力だといえます。たとえば、かつての中国のように、個々の家族の自立性が弱くて、一族という団体性のほうがつよばあいに、その族長権のようなものは、父権や夫権とは區別された家父長権として存在しますし、私がこれまでいつてきたように、近世初期の日本の家のように、百姓株をもつた本百姓のもとに、それぞれの分居家族が一同となつて一つの家を形成してゐるばあいに、本百姓は、その分居大家族の代表者として当主権、代表権をもち、その内部の分

居家族に対してならかの統制権をもつたとしたら、これは、父権や夫権と区別された家父権がそこにあるといえます。さらに、隠居制度のばあいも、父が隠居し、息子が家の当主権をもっているばあいに、息子が家父長権をもち、隠居の父が家父長の息子に対して父権をもつというように、二つが分離するばあいもあります。もつとも、このばあいは、父権と家父長権とのどちらが実質的により強いかという問題があります。戦前の日本の民法でも、戸主権は、家父長権にあたるといわれていますけれども、戦前の民法学者の意見では、戸主権は、同意権であつて、そうつよいものでなかつたといわれていますね。武士の家のばあいは、強かつたのでしようけれど、一般庶民のばあい、その階層にもよりましようけれど、実質的にどのくらい強かつたのでしようか。

たとえば、クーランジュが書いているヨーロッパの古代家族の家父長制は、子や妻にたいして専制的ともいえるような強い父権や夫権をもつてゐることであつて、父権や夫権そのものが家父長的だということですが、それで、さきの相続についていえば、原理としては、親子関係のなものは、親族関係のなものです。男尊女卑の關係がつよく、女子に所有権や相続権を認めないということ、さらに相続される対象が、家産という父系の先祖伝來産という性格がつよいばあいには、家産所有者としての父、被相続者としての父は、家父長としての性格をもつてくるという主張はありうると思ひます。そのばあいは、父権や夫権と区別された家父長権にもとづくというのではなく、父権、夫権という親族關係にもとづく地位やその權力が、家父長制的性格をおびてくるという意味においてです。

儒教倫理も、これまで、家父長制的倫理といわれてきたのですが、家父長にたいするといふよりも、父や夫にたいする倫理が基調になつてゐますから、父子關係、夫婦關係において、父権や夫権が絶対的優位にたつとか、専制的支配権をみとめたということ、そのことを家父長制的といつたように思ひます。

このばあいの家父長制的ということであると、日本の家のばあいは、武士については儒教倫理がよかったといえますが、庶民のばあいはどうだったのでしょうか。また、家内部の権力の分化というのを考えると、子や妻は無権利状態であったのでしょうか。主婦権、シャモジ権なんか現実にどうだったのでしょうか。

たしかに、父や夫は家産の所有権をもっており、主婦や妻のもつ家政の管理権や経営権よりは、所有権のほうが、原理としてはより上位の支配権であることは間違いないのですけれども、逆の面からいうと、それは父や夫の個人財産ではなくて、家産だということは、家族の共有財という性格をもっているものであって、その意味では、家族員の同意や意志を全く無視してもよいということにはならないのですね。仁井田陸氏の中国の農民家族の研究をみても、家産の売却にあたって、父は相続権をもつ男の子たちと相談したり、同意を得る必要があるといっているのは、ことに相続権をもつということは、家産にたいする潜在的な所有権、共有権をもっているということでしょう。そうすると、このばあい、家産所有者としての父権は、専制的というよりも、父子相続という関係に規制されて、家権力の分化が

あるといわざるを得ないのですね。

それに、社会的には「一軒前の家」としてみとめられていても、家産も少なく、家族全員の労働によって生計が支えられているような多くの農民の家のばあいは、川島武宜氏がいわれたように、家父長制支配はつよくなかったんじゃないかと私も思います。

ですから、さきにいったように、喜多野氏のように、家父長制を日本の家の必要条件と考えるのに賛成できないのです。また、分割相続を、家父長の「扶養」の概念に解消することには無理がある、というよりも出来ないですね。相続というのは、ほんらい所有権の譲渡とか分割であって、扶養というのは、むしろ所有権をもつものが、無いものを扶養するというのが一般ですから、これは区別すべきことというか、ほんらいレベルのちがうことなのです。ただ、家内の非親族の下人や非親族分家などに対しては、「主人」という地位によって、家産制的関係がありますから、これらに対する支配権力を、家父長的といえるとは思いますが、どの程度にその支配権がよかったかが問題ですね。

光吉 さきの問題に関連して、相続による「所有」の意味についてですが、家産分与を本家の扶養行為としてとら

える意図の中には、同族団における所有が、上級所有と下級所有の関係にあり、分家の所有が本家の所有から独立していない事態への考慮も含まれているように思うのです。

私的所有観念が出てくるのは、むしろ近代法の所有観念が導入されて後のことであり、近代的な意味での相続・所有観念とは異なっている点を強調しようという意図も働いているように思います。

しかし、長谷川さんが指摘されているように、分家の分立を本家の家長権の分割ととらえ、家産分与を本家扶養の文脈で理解しようという立場からは、家や同族団における親族・非親族の地位や役割上の差異を明らかにしえないことも認める必要があります。このような意味で、長谷川さんや藤井さんのご意見について私自身の整理が必要であると感じています。

長谷川 喜多野氏が、同族団における所有を、本家が上級所有、分家が下級所有と考えておられたとしたら、それは、おかしいと思いますね。たとえば、近世の領主（大名）と農民との関係でも、前者が上級所有、後者が下級所有という意見がありました。この点は、私は、前の論文でも書きましたが、中田薫氏もいっておられたように、農民の

「所持」と表現されたものは、はっきりと私的所有なのですね。それから、これも、前の論文で書きましたけれど、名子の永小作や名子小作を、上級所有と下級所有という「分割所有権」としてみようとする意見がありました。この点は、戒能通孝氏もいわれているように、これは所有権の分割でなく、使用収益権とみるべきだと思っております。

それで、喜多野氏の本分関係における上級所有と下級所有ということですが、非親族の名子などは、所有権の分割でなく、用益権・使用権の貸与です。これに対して、親族分家のばあいは、所有権の分割譲渡ですから、これは、上級所有権と下級所有権の「分割所有権」とみるべき根拠はありません。もし、「分割所有権」とみるなら、ひとつの土地を、「底地」と「上地」というように二つに分けて考える場合もあるのですが、こういう関係が、本家と親族分家のあいだにあったという理論的根拠はないと思いますね。

ただ、分家が家産を処分するばあいに、自己だけで意思決定ができないで、本家の同意を必要としたということは、事実です。しかし、このことに、本家が上級所有権をもち、分家が下級所有権をもつという「分割所有権」の概念を適用することは誤りだと思っております。というのは、本家が家

産を処分するばあいだって、分家などの同族団の意思によく規制されるのです。だとすると、前にもいいましたように、同族団のつよいところでは、それに所属する家々は、個々の家の所有ということが一応たて前になっていても、完全な意味で個々の家の私的所有とはなっていないで、その基礎のところには、同族団共有の観念がある。つまり、所有が、個々の家所有と同族団共有の二重構造性をもっているということだろうと思います。私が、親族分家と本家の同族団が、先祖相伝の家産の分有関係にあるというのは、この所有の構造性をいっているのです。

それから、私的所有観念が、近代法の所有観念が導入された後のことだというのは、おかしいですね。私的所有といっても、近代的なものと、前近代的なものにちがいがあるといふことなら、話はわかりますけれど、近代以前には、私的所有観念が存在しなかつたかのごとくいわれるのは、「私的」ということを、どのような意味に解釈されているのでしょうか。報告でもいいましたように、古代律令制のもとでも、「父祖伝来産」と「当人取得産」の区別があつて、その相続や処分がちがいがあつたのですが、しかし、このどちらかが、「私的所有権」をもつたものなのです。ただ、

家産制的関係のもとで、給与される土地は、前の論文でいきましたように、所有権と用益権が一見区別しにくい関係にあることは事実ですし、封建的私有と近代的私有は意味がちがいますけれども、喜多野氏が問題とされるのは、この関係ではなくて、「父祖伝来産」としての家産の意味なのでしょうね。

どうも、喜多野氏の家や同族団の理論をみて思うことは、喜多野氏は、均分相続を、近代的な民主主義社会での相続形態だと思ひこんでいられるような発言もありますね。けれども、近世初期の農民のあいだでは、均分相続が各地で行われていた報告は沢山ありますし、ヨーロッパの中世でも、インドでも、家父長制的家族のもとでも、均分相続は沢山おこなわれていますね。ですから、均分相続ということと、家父長制支配ということは、なにも矛盾することではないのですね。

それから、喜多野氏の理論は、家や同族における親族関係を強調されながらも、社会制度としての親族関係の問題が理論化されないで、家父長制や家父長権に解消されてしまつてゐる。親族関係というのは、なにも親子の愛情や睦み合いという心的関係だけではないですね。その点が、実

に未完成というか、あいまのままになっているのですね。ですから、同族関係でも、親族と非親族の関係がハッキリしない。非親族分家のばあいは、子が親の家を継いでも、「相続」でなく、原則として「再給」だということも喜多野氏のばあいは明確に認識されていないような気がしますね。

僕がこれまでにしてきたのは、結局、家というものの自体は、親族的なものではないということを明らかにしながらも、その内部で親族的なもの、非親族的なものを明らかにし、それによって、家内部に親族的なものがどのような形ではたらいているかを明らかにしようとしてきたのですから、この側面だけに限って言えば、僕は、喜多野氏の問題提起を非常に重要なものと考えているので、それをもっと明確にしたいと思っています。

大竹 あのね、相続ということについては、日本では、律令時代から、相続の原理は父子主義なんです。だから、後を継ぐのは直系卑属なんです。先ほど長谷川さんがおっしゃったように、弟ということでは相続権はないので、弟を順養子にするのです。この養子制度をみると非常にハッキリする。そういうふうに父子主義がおこなわれて

いて、江戸時代になると、江戸時代の後期ですけれども、嫡孫の代襲相続権が定められ、孫の相続が定められるのですが、初期においては、嫡孫養子というふうに、孫でも養子にしなければならぬという父子主義がずっと続いているのです。これは農村の場合もそうです。

先ほどの株の話で、株は他人が取得したっていいわけですけど、その場合も、その株取得者は養子として考えられている。それから入夫も養子なんです。家のあとを継ぐには親子関係がなければだめだ。これはもう古代からずっと。おそらく中国法の影響だと思えます。日本には父子主義という原則がある。そうしますと、おっしゃるようになりますね、そういう父子主義的な相続原理というのがあって、そういうものは家父長制とは一応無関係じゃないかということですね。私も、まったくその通りだと思うんです。ただし父子主義であってもですね、律令制でも、実は嫡子と庶子とは、異分主義になりますけども、それでも分割相続をやっているわけですね。ただ、律令時代は、官位の相続ですから、嫡子は父親の官位を相続するという形で出てきますから、あれは家の系譜とか、そういう考え方で相続ではないと思うのです。それ以外の財産は

全部分割ですからね。とにかく、相続できるのは子でなければいけない。ただし、官位の相続は必ず男の子。しかし、財産の相続は女子もできるという形になってるわけですね。

こういうのがずっと続いてきまして、鎌倉期の末から室町期の初め頃になって、今度は遺言によって、本領を嫡子にゆずり、それ以外の所領は他のものにもゆずるので、もしそれが死んだら嫡子のところへ返さなければいかんという形ですね。それから、女子分の場合は、一分分として、終身はいいけれども、死んだら返せという考え方が出てきますね。そうすると、この段階での形態を、いったいどう整理していいかということが問題なのです。これを、長子単独相続とみることに、私は疑問だと思っておりますね。むしろ、こうした形態は、おそらく、一族から財産を出さないうという考えの方が強いと思うのですよ。長子単独相続が出てきたとはいえないと思うのです。たまたま譲り状なんかみると、長子単独相続らしいものがありますけれどもね。

階で、家の觀念が明確に出てきてからだと思えますね。

日本の家と家父長制

大竹 それで、私は家父長制というのは、長男単独相続

の段階よりも前にすでにあったのではないかと思うのです。経営体としての家ということを前にいいましたが、日常には経営体の中心になるのは親ですね。そういったものが、経営体の指導という面から自然に權威をもつという形で家父長制というのは発生する。その意味では、親子の關係が中心だろうと思うのです。だから、親子社会的なその頃から、おそらく、いわゆる名子とかも包摂する形で、結局親子關係という形で、日本の家というものが考えられるようになってきたんじゃないかという考え方をしてるんです。

司会 柳田国男の親子關係の考え方もそうですね。経営

体としての家の親で、労働組織の親方と子方ですね。それが、血縁關係に収斂してきたのだという形でとらえていまして、そうですね。そうすると、一方では血縁關係の親子關係、他方は労働組織や経営体における親子關係というもの、こうい

う構造をずっと残しているということですかね。

大竹 ウェーバーの家父長制というのは理念型なのですけれども、基本的には日本の家父長制というものも、父が経営体の指導者として権威をもつということを軸にして形成されたのだと思うのです。このばあいは、単に妻子だけでなく、名子のような従属的なものも含めて支配するということになる。ですから、日本の家父長制も、自然発生的には、やはり父親がもとになって、父にそういう権威ができた形を考えてよいのではないか。

それで、もうひとつ大事なことは、領主権力がそういういた家長を把握することによって家を掌握していくという方向付けがだんだん出てくるんじゃないかということなのです。その点が、日本の家父長制のひとつの特徴で、そうなること、家長権という問題が出てくるわけです。

というのは、中世の鎌倉期においては、最初は、親が処分状をつくって子に分けてやりますが、それには、もし親不孝をするようなことがあったら取り返すというようなことが書いてあります。鎌倉期においては、悔返しをやるわけですね。領主権力も、この悔返しに対しては、異議を申し立てられないのですね。ところが、室町期になると、今

度は、領主権力のほうで親の悔返しをみとめなくなるのです。そして、家長は、もう隠居した親といえますかね、処分した親が悔返しが出来ないということは、結局、領主権力と新しい家長との間にひとつの新しい紐帯ができませんからね。それを今度親が悔返したら断ち切れて、封建関係の基礎が非常に不安定になりますから、それを固めるということになってきたと思うんです。そういうことで、今度は家長権というものを、上からかなり強く保障するような形が出てくる。そこは、ヨーロッパあたりと違ってくるんですね。そこで、我々が問題にしている家長権と親権との問題が出てくるんじゃないかと思うんです。日本の家父長制における、こういう上からの封建権力による家父長制的なイデオロギーの作用をどの程度考えるかということね。藤井さんのは、そういうイデオロギーの問題が一応捨象されて論じられているけれども、それが日本のばあいの特殊性として出てくるような気がしますね。

一系の家と家父長制

司会

さきに藤井さんにたいする質問の第二として、大竹先生から一系的な家ということをおっしゃったのですが、この一系の家ということと家父長制について、むしろ、大竹先生御自身の御意見を……。

大竹 そのことなですよ。私は、一系的な家というものは成立しても、果してそれで家父長制というものが必然的に出てくるかということに非常に疑問をもっているのです。一系的な家というのは、系譜的な家ですね。系譜ということと財産の相続というのは、ちょっと次元が違ってくるのではないかと思うのです。

中世では、所領を分割するということがある。その際、本領は誰に継がせるかということが大事で、それは長男に限られているわけはありませんけれど、この本領の相続ということが一系的な家というものと継がってくるのじゃないかと思いますが、それ以外の所領は分割されるのですね。だから、一系的な家というものにおける分割相続はありうると思うのです。本領だけでなく、すべての財産が家産だという意識は、もう少しあとになって出てくるのではないかと思うのです。

さらに、ここで重要なことは、権力の問題とかかわって

くるのです。戦国時代をみましても、恩領は不可分なのですが、新思知は、自由に分けられるのです。そういうものも出てくるのです。そうなりますと、上から封建的な体制を維持するために領主権力の側から、そういったものを推しすすめてくるわけです。だから、家領といいますが、家産の観念をうみだすのは、もちろん、武家社会の内部からということはあるのですが、領主の方からの要請ということもかなり強いんですね。こういう段階を考えなければならぬのです。

そうすると、鎌倉期はどうなんだという疑問があるので。鎌倉期のばあいは、分割相続をやっていますが、鎌倉期の家とはなにかといえますと、一族というものが社会的には重要な機能を果しているのです。一族を構成するような個々の家というのは、ある意味で、その中に埋没しちやつてるわけですね。社会的に、個々の家というのはどれだけの意味をもったのか。重要なことは、ほとんど一族でやつてるわけですよ。そこで一族の長を家督という。だから、中世的な家というのは、そういう一族としてとらえられるのかどうか、個々の家というものはどうだったのか、そこからへんが、私にはわからないわけですね。だから、鎌倉期

では、まだそういう意味での一系的な家の萌芽というのは、結局、家督ですね。これが本領をもって、家督の地位につくというような形で出てくるけれども、室町期になってから、一族が個々の家々に分かれ、各家がそれぞれの本拠地をもって自立し、それまで中世の一族の長であった家督の名称が、個々の家の家長的な名称というものに変ってきただ。そして個々の家の創設者を「先祖」と意識するようになってきて、「一系的」な家が成立してくる。そういう変化の過程が日本の家にあつたのではないかと思うのです。

家的家父長制

司会 大島さんは、近世の村を御研究ですけれど、農民の家と家父長制という問題についていかがですか。

大島 日本の家について、家父長制をみとめないという立場もあるわけでしょう。

大竹 ええ、それはあります。武井正臣さんや内藤莞爾さんは、地方によっては家父長制は不存在だといわれていますね。私も、それはありうると思います。

大島 川島武宜さんは、それについては、どういう認識ですか。

牧田 ないといわれぬ。川島理論というのは、家父長制にしろ身分階層制にしろ、それぞれの連続系列における量の差に還元された概念スキームという基本認識がありますから、家父長制的性格が微弱であるという相対的な論理はあつても、ないというオール・オア・ナッシングの論理にはならない。

大竹 家的家父長制という、「家」と家父長制が結合して家的家父長制ということだけれど、私は、川島さんと同じ考え方をしているのです。

まへの経営体としての家の問題に関係しますけれども、経営体としての家に対する家族員の寄与という面からみると、皆が家族労働で寄与しているということになると、家長が家族員を支配するということは弱いということになる。ただ、それだけでなく、私がかもうひとついいたいのは、家の思想とか、家観念、あるいは意識上の家というのが、一面では、家長の地位を補強する役割を果している。鎌田さんは、この補強の面を非常に強調されているわけです。もちろん、この面はありますけれど、逆に制約している面

があることを看過してはいけないと私は思うのです。つまり、家の維持のために、家長も駄目だったら廃除したり、あるいは養子に來た者を離縁するということをする。武士のばあいは、家長になればそれは出来ないわけですが、庶民の場合は、それをかなり自由にやっつて。武士の家でも、強制隠居というようにこともやっつりまして、これはまさに家というのが、家長というものに対して非常に制約として働いている面ですね。

それから、家族も家のためにいろんな犠牲を強いられるんで、それに甘んじてるといふ形があるんで、その家の一面と、それから家思想による影響と、さらにもうひとつ、庶民の場合は家族の皆が働いて何らかの寄与をして、そこに発言権が出てくるから、家長自体もそんなに恣意的には強権発動が出来ないんだというのが、私の基本的な考え方なんです。

光吉 さきの大竹先生のお話の中の「一系の家」に関係いたしますが、このような家の連続性への要求あるいは観念は、歴史的にどのようにして形成されたものでしょうか。おそらく、領主権力の側からの収取の単位の永続性を保証するための政策的配慮とも結びついているように思われま

すが。

大竹 さきほどの父子主義というのが非常に強いということ、そこへ武士の場合ですと、だいたい中世末期に家意識が非常に強くなりますね。それは、中世的な一族が、南北朝を境にして個々の家に分裂しますね。そうしますと、領主権も個々の家を個別的に把握するという段階になります。そういう武士の家は、新しく自分たちの名字をつくり、名字の家というのができるわけですね。この名字というのが、自分たちの先祖の観念と結びついてくるわけですが、先祖といつても、そんなに古くさかのぼらないのです。武士が土着したところの地名なんかを家の名字にしまして、それをずっと継承していくのです。

そういう家名は、はじめはひとりの子だけが家名をうけつぐ。所領というのも分割してはならないという一跡観念というのが出てくるわけですね。一跡観念というのは、おそらく、所領を分割したらそれだけ弱体化するというので、最初は自己規制のような形で分割しないようにということだったんでしょうけれど、それが次には、領主権力の上から恩地不分割というように固められていく。そうしますと、一跡相続と名字相続とが結合しまして、この

段階になると、武士の場合は、分割相続はほとんど行われなくなるのです。長男が家領の全部と家名をうけつぐ。そうすると、次三男は、家を継いだものに扶養されなければならなくなってくる。

農民の場合は、まだ、そういう形は出てこないですね。

むしろ、この場合は、さきほどいったように、屋敷地を分割した分家が出てくるわけですね。農民の家で単独相続が行われるようになるのは、江戸中期以降です。

庶民の場合は、さきほどから問題になっていく株化ということが非常に大きく関係してくるのじゃないかと思っているのです。

そういうのが私の基本的な考え方なのですけれども、藤井さんの場合は、家父長権が弱いという問題を、家族の労働理論から考えるのはおかしいという考え方なんです。おそらく、藤井さんも、報告の主旨からすると日本の家父長権は、そんなに恣意的強権的だとは考えてはいないでしょう。

藤井 はい。

大竹 だとすると、恣意的強権的なものでないというのは、どういう根拠からですか。家規範については少し触れ

ていますが、この点あまり展開されていません。

長谷川 まあ、そのことといくらか関係があるように思うのは、たとえば、クローランジュのヨーロッパの古代家族

に関するものをみていると、息子や息子の労働は、父の財産の一部とみなされていて、父はその全財産を自由に処分することができたから、父は息子という労働の道具を、自分のために保持しようと、他人に譲渡しようと意のままであつたと書かれていますね。この「意のまま」というのが、恣意的強権的ということなのでしようけれど、その前提として、息子を財産の一部、所有物の一部とみるという観念は、日本では弱いですね。もつとも、日本でも中国でも、娘を売って親が金をもらったという人身売買は沢山ありますけれども、それを正当な行為として法的に是認しているのは、あまりないでしょう。ですけれど、クローランジュによると、ローマやアテナイでは法律の規定として存在したというのですから、父と子の関係が、所有者と所有物というような性格さえおびてくる。日本では、ちよつと考えられないくらい父権がつよいですね。

それに、ヨーロッパは、前近代・近代を問わず、家父長とか、国王とか、社長とかの権力的地位を占めたばあい、

自己の判断と自己の責任において意思決定や権力行使をおこなうことを是認するというカルチュアはつよいですね。

日本みたいに集団の合議制を尊重するのではなくてね。ですから、日本では、トップの地位にあるということは、権力的というよりは、むしろ権威の性格をおびてくる。権力的な意思決定や行使は、側近グループなんかがやって、いわゆる補弼（ほひつ）機関のようなものが集団合議でやるというふうな形ですね。ですから、長たるものは、実務能力よりも、仁とか徳とかが強調される。反面、実務で失敗してもあまり責任が問われない。それで責任が問われて交替するのは側近の実務担当グループですね。個人の意思というのが、あまり前面に出てこない。ただし、これは支配や管理の組織がある程度形成されている場合で、家族経営なんかでは、家父長の才覚なんかも要求されますけれど、個人の意思決定や権力行使にかかわるカルチュアは、日本とヨーロッパではちがいますね。ヨーロッパでは偉人視される人物も、日本では、ヒドイことをやる奴だと悪人よばわりされてね。

司会 女性が家を継ぐことが出来たことも関係して
るんでしょうか。中継相続みたいなワン・ポイント・リリ

ーフですけれども。とくに民衆レベルでは、女の人が随分できてきますよね。そういうようなことも結びつかないですかね。

牧田 中継ぎといっても、家長はそういう場合女性ではなくて、婿になるんじゃないですか。

司会 いや、婿養子の場合じゃなくて、夫が死んだとき。
大竹 江戸時代には、寡婦が家を継ぐというのは多いです。しかし、それは一時的なわけで、永久に家長の地位に居ることはできないという考え方ですね。村寄合にも、その女性たちは出られないし、いろんな制約をうけるわけですね。それは、まさに中継ぎ的なもので、養子をとるなり、入夫なりという形で、必ず男にバトンタッチをしなければならぬ。

庶民の場合は、そういうものが認められるが、武家の場合は認められません。しかし、これは当然のことだと思えますね。百姓の家をつぶさないという方針ですからね。なんらかの形で経営体を残していかなきゃいからんですから。どういう形にせよ、一時的にせよ、百姓の家や経営体をつぶさないという必要がありますね。領主の方も、とにかく百姓の家をつぶさないということが大事なのですから

ね。そういうことが出てきているんじゃないかと思えますね。

横田 いまのことは、たとえば、家父長になる人は、一定の能力が要求されるということですが、それは、ひとつには、一個の経営体として農耕労働とかをやるときに、ちゃんとした指導力があって全体をやっていけるということですが、もう一つには、村落内において、一定の村役という村の義務を果せる人でないといけない。そういう村としての実力なり能力の認知という問題があると思います。

そのような実力にもとづいて家父長としての権威が発生するということ、実力主義や能力主義のような論理があるのですが、他方では、惣領であるとか、あるいは父や夫であるという血縁的な論理ですね。それで、自分の子でも、十分な能力がなければ、それを外に出して、能力のあるものを養子にむかえるという論理がつよい場合と、そうでなくて、血縁の論理をあくまでも維持するということとがありますね。

それで、近世社会をみると、戦国期や小農自立の過程を経て、基本的には実力の論理がある程度つよい時代ではなかったかというように僕はイメージをしているのです。家というか家業・家産を維持していくということが主要な命題

になっているから、実子にゆずるといっても、養子でも実力のあるものにゆずるといって方が強いのではないかと思うのです。

大竹 そうですね。しかし、武士のばあいは血縁の論理は非常に強いですね。庶民のばあいはそれほど強くないですね。庶民のばあいですと、商家について私が見た史料では、娘がいて、婿養子をとりますと、その娘と婿とが共同で相続しているような、そういう意識なんですね。

それから、実力という考え方ですけれども、農民社会に対しては、藩権力もそういう考え方をしているのです。実子に経営能力がないのなら勘当して養子をとればよい。五人組帳の前書きなんかにもそういうのは出てくるんです。だから、農家の経営を継続するということが、領主権力にとっては非常に問題なので、誰が継ごうといんですよ。つまり、農村のばあいには、横田さんのおっしゃる実力といえますか、経営能力、これを重んじる考え方が強いわけですね。

横田 そうなると、長子単独相続みたいな血縁の論理が出てくると、それと矛盾しますね。

大竹 ところが、長子単独相続といっても、養子という

形でおこなわれることもある。次男を相続させても、長男を廃嫡してやりますから、いちおう長子単独相続という論理の上ののっているのです。しかし、それは非常に形式的ですよ。実質は、そういうもんじゃない。だから、極端なことをいうと、後継ぎがいなときは、いったん嫁にやった娘をもどしてきて、一時、家を継がせておいて、今度は養子をもつてくるとか、いろんなことをやっているんです。ところが、それも養子なのですね。どういう形をとっても養子。つまり、子なのです。長子単独相続といっても、農民のばあいは、そんなに長子相続制というものは強くない。次男でもよくて、能力主義でやっている。長子相続規範というのは、武士ほど庶民にはつよくないんだと私は考えます。

牧田 農民一般とか、庶民一般で論じられない部分がたくさんあると思うんです。特に地域類型の問題なんかですね。例えば、姉家督制度ですが、実際姉家督という言葉があるわけですから、この場合には女性が家督を継いだのか、婿の方が家督をもっているのか、ちよつと微妙なところがあると思うんです。けれどもそういう制度のもとの家長権のあり方というのは、これまであまり論議されていま

せんね。それから大竹先生のお話にも出てきましたけれども、武井先生のいつている西南型家族、家といえるかどうか疑わしいような家族における家長権の問題ですね。家長権論争では、隠居の本屋に対する制約の意味をどう解釈するかということで見解が対立していますけれども。しかし、そういう家の分裂していくところで包括的な家督という概念がそもそもあるのかどうか。家長権という形では全く把握されない家族のあり方ではないかって気がするんですね。

光吉 家なり家父長制の論理では説明できない部分についてですが、これは川島武宜氏の「庶民の家族」の論理、つまり経営体としての家とその中の家族の人間関係によって説明が可能だと思えます。ただ、このような農民の家族類型の歴史的な展開については、まだ十分に解明されているとはいえないようにみえます。一方で、家長権の顕著な家が形成される地域があるのに対して、他方ではそれが十分に成長しきらないタイプが支配的な地域が存在するという事実をどのように考えるか。つまり、それをそれぞれの地域に独自の家族文化の個性的な特徴ととらえるか、あるいは歴史的な変化の中での特定段階の様相を示すものとするか、興味深い問題ですね。

大竹 まあ、本百姓の家と、そうでない家、たとえば水呑のばあいは、はたしてあれが家なのか。だから、ああいうところに家父長制があるのかっていうと問題があるわけですね。

家として、本当に社会的に独立をとげられるような農民ばかりではないわけです。だから、地方によっては、そういう非家的な地帯がありうると思います。

長谷川 家督という観念は、近世の農民にもありますか。
大竹 ありますね。

長谷川 そのばあい、家督の内容としては、何を意味していますか。

大竹 江戸時代になりますと、田畠家督ということになるのですね。

大島 あまりにも初歩的なことで、ちよつとオフレコにしたいんですけれども、ヨーロッパで家父長制というのは、やはり、典型はギリシャ・ローマですか。それは、経済史的にいえば、奴隷制の時代にもっとも強い家父長制が出てきたというように理解してよいのでしょうか。それに対して日本では、奴隷制の問題は大きな問題ですけど、やはり僕は、奴隷制が大きく発達しないところを強調す

べきではないか、と考えているのです。ですから、経営体としての論理で家父長権なり家父長制が、そこから出てくるというふうにはたしていえるのだろうか、やや疑問に思う点があるわけです。日本の農業経営は、集約的な農業経営といましようか、奴隷制のようなものが発展しないような農業経営ですね。これはローマの奴隷制とは明らかに違ふし、そういう経営形態からの家父長制の形成というのは、むしろ弱いという面を強調する方が、僕は事実にあつているように思うのですが。

大竹 それはまあ奴隷制との関係もあるでしょうけど、ローマ法の家父長権というのは実はね、市民権を考えなきやいかん。ローマ市民権を持つてる者とそうでない者。ローマ市民権をもつてるのは家父だけですからね。家の子、それから奴隷というのは、これは市民権はないわけですね。だから、市民法上の概念なんですね。例えば奴隷が解放されて家ができて。

大島 かならずしも奴隷制と結びつけてはいけない。

大竹 ええ、私はそう思いますね。ただ、そういう奴隷とかそういうものも抱摺したような意味でのね家父長制つていうのは、確かにローマで典型的に出てきますからね。

他の場合に、家父長制っていう概念を使う場合に、そういう奴隷なんかも含めての考え方が出てきたのは、やっぱりローマの家父長制の影響だと思います。

家のイデオロギー

司会 大竹先生は、藤井さんへの質問の第三として、家のイデオロギーの面をあげられましたが、そのイデオロギーの面というのは、家系や先祖の観念ということですか。

大竹 それは当然、祖先の問題も入りますね。祖先の問題っていうのは、農民でも武士でも非常に大きな要素ですね。ただ、ひとつの家イデオロギーっていうのは、要するに領主側からすれば家産の維持の面が強いんじゃないですか。もうひとつは、家というものを共同体として把握して、その頂点を捉えることによって、家の中を家長が統合していく。そういう家長をつかまえればいいわけですね。統治の末端として家長を掌握することによって、秩序を維持していくという考え方だと思います。だから家長の地位というものを、必要以上に領主権力側は強調するという面

がありますね。

長谷川 先祖といった場合に、例えば農民の場合、族縁共同体的なものが強い社会的単位になってますときには、一系の家とその先祖というのではなくて、親族集団的な同族的な先祖というような観念になりますね。

大竹 それは、牧田さんでしょうか。民俗学でも先祖祀りは。

牧田 ええ、茨城キリスト教短大の森先生が総墓というのは報告されておりますね。同族がみな同じ一基の墓に入り、しかもその遺骨は空洞になつた石塔の真上から、下の穴に投下されているんですね。下は土で何年かすると骨はまた土に帰る。ああいう総墓などというのは、長谷川先生がいわれたような個別の家の一系の先祖というよりは、同族全体の先祖を祀るという形になるのだらうと思います。開発先祖や累代列祖を祀っているばあいには、一系的な祖先祭祀の連続性がでてくると思いますけれども、そういうことがない場合には、個性のない抽象的な先祖のカテゴリに組み込まれていくんでしょうね。

大竹 個々の農民の場合に、先祖というのはそんなに遠くまでさかのぼってないですね。非常に近いところですね。

ところがそういう同族の先祖祀りになると、ずいぶん古いところをやってくるんですね。だから、同族集団としての先祖の意識と個々の家の先祖意識が、やっぱり江戸時代になると食い違ってきてると思うんです。

長谷川 日本人の先祖観念については、これまでも、津田左右吉、柳田国男、有賀喜左衛門さんなど、いろいろな分析がありますけれど、実に多様ですね。養子や嫁を含めた家筋の先祖というなかには、親族体系的なものと、非親族のものを含めたものがありますね。そして、この家筋というのが、屋敷や株内といったもの、株系譜的なものですね。のれんうちというのも、もとはといえば、こうした性格のものでしょうか。

それにね、信州なんかでは、同族団の氏神を祀っていますが、これも地元の方は、先祖だという。お稲荷さんや松尾神社などのお札が祀つてある。なかがカラツポのものも少しありましたけれど、あれは、きつと先祖の霊が宿つているというのでしょうかね。ですから、先祖から守護神として祀られてきたものも先祖なのですね。遠い先祖というのは、現存した人間でなくて、先祖から守護神として祀つてきたものですね。現存した人と、守護神との区別がない。

未開社会の先祖観念も含めて、自然宗教のばあいは、こうなるのでしょうかね。

牧田 開発先祖のようなものがあるばあいには、一系的な先祖観念がでてくると思いますけれど、そういうことがないところでは、ある程度は一定の観念があるのでしょうか。先祖の集団に徐々にくみ込まれて、先祖観念が拡散的になるんでしょうね。

司会 これまでの日本のこととはちょっと話が違ってますけど、タイの田舎でそれと似たことを聞いています。やっぱりタイにも祖霊観つてあるんですが、祖霊の象徴として存在しているのは、日本の産霊社のように、村の氏神様みたいなものですね。村の氏神様に何があるかというところ、結局、空の祠くらだけなんです。日本の同族神の祠なんかとよく似ているんです。それは、村の土地と人との守護神という形で存在しています。個別家族の死者は、死後祖霊化しますが、その存在ははつきりしていません。それが、次第に、お墓というもの——お墓といってもこれは納骨所なんですけれど、その整備にはがって、もちろん、霊をどういう祀り方をするかによって、墓の存在の有無や形態に差異がありますが、最近ですと、仏塔型のお墓という

格好になって、まさに個別の家族のお墓という形になってきてるんですね。

それとの関連で思ったんですけど、家の祖霊観、あるいは先祖観というものも、初期は茫漠たるもの、またはある集団の守護霊的なもので、つまりタイの例みたいに、村の守護霊的なものであったのが、徐々に家の確立とともに、個別の先祖だということになってきたのではないかと、感じがするんですね。タイなんかでも、最初、屋敷地共住集団という形で、その内部を親族だけで個別に住み分けた——特に親子関係を中心に分居しますけれど——家族から、次第に個別家族の独立性が高くなって分裂していく。そういうふうな形ででてくるんですね。こうして次第に、親族単位が小さな単位になってきたというふうにして、個別家族の墓の出現がみられています。この場合、政治的支配の効果というようなものが、あまり制度化されてない形で、そういう変化が出現してきてるんですね。で、今日の話でも、日本とタイとを超歴史的に結びつける嫌いがありますが、そういう日本の近世初期から中期への家の存在形態の変化と、タイの屋敷地共住集団から個別の夫婦家族へという家族の変化が、非常にでき方と分解の仕方が似てい

るなあと、きわめて現象的なものだけなんですけれど、そういう感じがしましたね。家との関連で結びつけると、祖霊観だって結局は、家の、近世初期の家の祖霊観と——もちろんそれは当然個別仏壇の成立というようなことと関係するんですけど——中期以降の家の祖霊観というのとは、違うだろう、というふうな形で、時期別に祖霊観も、家の変化とともに変わっていくと思うんですね。

日本の場合、家というのが、支配の側からきちっと把握されてしまっているということで、支配体制との関係からくる支配イデオロギーの把握の仕方をも考慮に入れなければ——考慮の仕方はよくわからないんですけど——今でできたような近世初期、あるいはそれ以前の中世からの家族のあり方と、単純に比較していいかどうかわかりませんが、タイの屋敷地共住集団、その分解過程が、似ているなあと、感じがするんですね。

長谷川　ただ、そのばあいには、僕は、内藤莞爾氏の九州の西南部の御研究などをみていて考えたことなのですけれども、あの地方は、末子相続・均分相続がおこなわれていますけれど、もうひとつ、夫役が家単位でなくて、人頭税のような個人単位になっているんですね。大竹先生のおつ

しかったように、領主権力側から、個人単位に把握するか、家単位に把握するかということが、家の成立にもかなりな影響をするような気がしますね。

光吉 あの地域では、先祖祭祀や先祖観も違っていているようです。歴代の先祖を祀るというよりも、近親者の霊を祀るという意識が強いですね。この点タイの家族ではどうでしょうか。

司会 一応、イデオロギーとしては、単系のイデオロギーがみられますね。特に北タイですと、はっきりと母系親族集団としてでてくるんですけれども、東北タイの場合、系統性はちよつとはつきりしない。はつきりしないんだけど、例えば、親族関係の間柄においては、ある人が病気になったりしますと、女の方の系統の人に面倒をみてもらわなければならぬ。妻じゃだめなんです。妻じゃ面倒みてくれないで、自分の母方の系統の女の人じゃないとだめなんです。こういうところに、やっぱり系統性っていうのがあるんですね。そのへんが、中部になると、もう少し別のイデオロギーが入ってきまして、いわゆる双系とっていいのか、そういう側面が強くなりますね。系統性の方が弱くなります。

光吉 丹後地方の株講ですが、ある村の株講の当書の古いものでは安永年間からはじまっていますが、「株」のある時期に「家譜」と言いかえています。この変化が出てくるのは江戸末期から明治の初期ではないかと推定しています。**長谷川** それは、信州で調査したときにも、同族団の祀りをいつからやりはじめたのかをきくと、明治以降からはじめたというのです。これは、新しい家ではなくて、近世の初期からつづいている家のばあいなんです。ですから、農民のばあいは、明治以降になって、家意識がよくなったという面がありますね。

日本の同族団

司会 それでは、時間の制約がありますけれど、その家と同族団という形の話題に入ってきていると思うんです。

家と同族。家の継承、あるいは家の相続という話は、先程から少し出ておりましたけれど、それと親族との関わりは、どういふふうなものでしょうか。

庶民の場合ですと、制度体としてつかまえられた家が、

支配者側からみれば、どう連続していくかということ、内部の親族関係というのは、それほど問題とされない。しかし、村生活においては、そうはいかないと思うんですね。だから例えば、絶家の場合なんかでも、おそらく最初は、まず親族関係のある人が当然再興の場合の適任者と村では考えられるでしょうし、次にはもう少し範囲を広めた同族といましようかね、親族のある一系統の方の、同族の方の果たす役割が大きかったらうというのは考えられるんですね。しかし、先進地においてですね、例えば絶家なんかを再興するような場合、同族団という形の集団化の問題って非常に弱いと思うんです。同族団は、それにかかなり大きな役割を果たしたんでしょうか。

大竹 明治の十年、十一年のときに、政府で調査しまして、例の全国民事例類集というのがありますね、あの中で親類という概念、親族ですね、それには、いわゆる親類と、それから本分家関係にあるものと、両方含めて考えますね。実は私なんか、この先進地の江戸時代末、もうすでに、そういった血のつながりのある親族と、それから家の関係での同族というのが、両方いっしょになって親族機能を果たしとりますね。ところが有賀さんの対象とされ

た、東北とか信州の場合は、依然として、「まけ」とかそういった形で集団として機能しているわけですね。だからこれは、やはり地方によってかなり——畿内でも、丹波の方とかそういうのは、株の考え方が非常に強いんですね。株つても同族集団のです。これはやっぱり、地域的な違いがあるだろうと思いますね。ただ問題は、同族団と、それから親族との、親類との関係ですが、これをどう考えていったらいいのか。初期においては、私は、先進地でもやはり同族団というのは非常に大きく機能していたんじゃないかと思えます。そして、私自身は、先進地の場合は、福島さんが言ったように講制的な構造に村自体が変わっていく。ところが東北とか九州とかでは、講制的村落という形態は、なかなか近世にはいっても発達してこないんじゃないかというふうに思うんですけどね。ただこのことが実はどこに原因があるかっていうと、長谷川さんがお書きになっている、竹内利美さんのおっしゃっているような同族団の二類型ですね。これとの関連を考えてみるべきじゃないかと思うんです。

牧田 人類学の蒲生先生が、親族の類型で、「マキ型」「イットウ型」「ジルイ型」「ハロウジ型」というような分類を

されておりませぬ。「ハロウジ型」は性格が異なるので除いて、残りの三つですが、「マキ型」というのは有賀さんの東北型の同族団を指しているものです。 「ジルイ型」というのは、中部地方を中心に「ジルイ」とか「アイジ(相地)」とか「ジンルイ(地親類)」などの名称で呼ばれているものがあるわけですが、いずれも分割(均分)相続の系譜をひくものだと思います。分家に対する本家の経済的優越性はなくて、けれどもある程度の系譜の認知はあるわけですね。そういうものが同族団といえるのかどうか。それから「イットウ型」というのは、年齢階梯制村落にも見ることもできる、非常にルーズな系譜関係だろうと思うんですが、こういうものを全体として包括して同族団といってしまうのかどうか。このような問題についてかねがね疑問に思っていたので、ちょっとお教えいただけるとありがたいんですが。

光吉 長谷川さんは、近世初期の均分相続と結びつけて、フラットな同族団を想定されています。大竹先生も「本家分家仲間型」という型を設定されていますが、このような同族結合をどう解釈するかという問題に関係します。

大島さんの富士山麓の村のご報告に、財産分割が均等に

やられていて、本分間の経済的格差があまりみられないにもかかわらず、本分家間の家格の差がはっきりしている事例が紹介されましたね。この場合の本家分家間の格差は、本家の経済的な優位ではなくて、やはり系譜の本源にもとづく本家の家権威という一種のイデオロギーが存在することを示しているように思われます。

丹波や丹後の株地域でも、株講のさいの座順や当屋の順番などに本家の主宰性なり、本家の権威がうかがえる村があります。経済的な庇護・奉仕の関係は希薄でも、このような本家分家意識の次元での同族的な権威的支配関係はあのように思います。フラットというのをどの次元でとらえるかということですね。

長谷川 本家と分家との関係について、まえにもいいましたように、名子や抱や被官などで非親族分家は、分家として取立てられたもので、本家は「主人」で、分家は「召使い」のような関係ですから一般に、主従関係、身分関係があります。

親族分家のばあいは、ことに近世においては、「一軒前の百姓」として分家させるといのが、柳田国男や喜多野氏の指摘にありますように、一般の常識になっていたよう

す。ですから、これらは、自作農か地主として分家させることが多い。自小作もありますけれど。で、このばあいは、分割相続が原則となっていますが、それが不均等の分割相続であるばあいは、当然に経済的上下関係がありますし、こうした不均等相続がおこなわれるというのは、本家と分家の間に、なんらかの上下関係があるという社会通念と結びついた相続形態だろうと思います。しかし、このばあいは、身分関係や主従関係といったものは、原則としてないと思います。ただ、商家などで、本家が本店、分家が支店というように、商業組織と重複すれば、そうした関係が生じますけれど、それは、家の関係としてよりも、むしろ商業組織上の関係から生じたと思うのです。

それで、均分相続のばあいですけれど、これは、私が前の論文で引用したことです。堀口貞夫氏の『近世南信濃村落社会史』という本のなかで、昭和二六年に、信州上伊那郡箕輪でおこなわれたある結婚式の親戚紹介で、東□井家を、西□井家の分家として紹介したところ、東□井家から抗議され、紹介者は後日「失言取消」の文書を印刷して、当日の出席者に配布したという事件が紹介されています。その抗議というのは、東□井家と西□井家とは、同一屋敷

の兄弟であったものが、「均分相続」によって分家したもので、それは「兄弟相地」であって、本家・分家の関係ではないんだということなのです。

灘の有名な酒造家でも、本家争いがあるということを書きました。こんな例は、古い家ほど多くあります。それは、本家分家の関係がわからなくなったというよりも、もとは、近世初期の均分相続の慣習によるのだと思います。ですから、この相続形態では、信州の例のように、本家分家じゃないんだ、「兄弟相地」なんだという意識をもっていられるのです。それから、同族団のことを「ナカマ」という地方もあります。戸田貞三氏が調査された千葉県海上郡夫指村では、親族関係の同族は「ナカマ」といっているようです。ですから、大竹先生がいわれた「仲間型」というのは、研究者の分類でありますけれど、それは同時に、調査対象者の観念でもあるのです。

有賀さんも、喜多野さんも、同族団の本家分家関係は、主従関係や上下関係だと決めてかかられていますから、フラットな関係が現実には存在すると、それは同族団でないようなことになっているのですが、まあ、科学的な見方からすれば、現実が間違っているのではなくて、概念定義や理論

のほうに欠陥があるのですから、正すべきは、そっちのほうだといわざるをえないですね。

大竹 私が、「仲間型」という場合は、本家がいろんな面での支配を行使するという形は、非常に薄れておるんですね。本家・分家という意識は、私はあるだろうと思います。

ただまあ、宮座の場合でも、村座になるともうほとんど頭屋なんかでも輪番でやってきたり、いろんなことがありますからね。だから比較的、本家・分家という意識が薄れた村もあるんじゃないかと。だから、私書いているので、例えば、神戸の花隈ですね、あれなんかだと、三代くらい前に分かれた分家が——本家に屋敷地分けてもらった——けんかしまして、訴訟にまでなってるんですね。ああいう形もでてくるわけですから、本分家意識というのは、いったいどのくらい続くのかという、そういう問題もあると思うんですね。だから地方によって、まあ三代くらいたつともう本分家意識なんてのは非常に薄くなる、あくまでも、村のひとつの体制とした本家筋というのが、いろんな面で、村の特別な特権を保持する。その特権を盾にしながら、本家筋というものが、もう実力がなくなっても、本家だという主張を行なっていくという、そういうところもあるわけ

ですね。だからその点が実は、私が前に書いた、家格の問題に入ってくるわけです。本分家関係が家格というものに結びついてきて、だんだん本家筋がその村では家格が上だとか、意識としては、私は残りうるんじゃないかと、考えておるんですね。

光吉 そのような性格をもった系譜意識が出てくるのは、やはり新しいような気がします。信州の常和という村にあった同族の立派な共同墓地も戦後に作られたという話でしたね。

長谷川 ああ、「かろう塔」という形で、同族共同の墓石をつくるのね。

光吉 そうそう「かろう塔」ですね。

長谷川 ああいう「かろう塔」の形式は新しいけれど、同族墓地のなかに、個人や夫婦の墓石を建てるというのでしよう、昔の墓は。

牧田 それは、逆もいえるんじゃないですか。個々の家の屋敷地の一角に墓をつくっているというのは、けっこう関東地方の農村でみえますね。むしろ同族として墓をいっしょにするのは、かえって新しい習俗のような気がしますけれどね。

藤井 私もこれまで何度か同族ごとには墓がまとまっている事例を見ましたが、後で集めたという印象が強いです。

長谷川 牧田さんがおっしゃったこと、僕も神戸市でみたんです。神戸市といっても北区の淡河という純農村ですけど、母の妹が嫁いでいて、その葬式のときに、やはり、家の裏のちかくに、その家だけの小さな墓地があつてそこに埋葬しているのです。昔の観念でいうと、あれは屋敷内の隅といったところですね。

ですけど、これまでの話のように、近世初期やそれ以前には、ひとつの屋敷地のなかに族縁共同体というか、分居大家族が住んでいると、その墓地は、一ヶ所で、それが同族団墓地として継承されてきたと考えられませんか。僕は、墓地のことはよく知りませんが、佐久地方なんかでみた同族団墓地は、ずっと古くて、移転したような話はきかなかつたのですけれどもね。ただ、農民のばあいは、元禄期くらいが一番古くて、みんな小さな石碑です。

藤井 近世中頃までは本当に粗末なものだったようですが、以前うかがつて、史料を拝見するなどしたことがあるのですが、ここではこの本家の屋敷地のなかに同族の家々の墓

を一緒に集めています。それらは時代順に並べられていますが、古い時代になればなるほど非常に粗末なものでした。近世の比較的早い段階のものもありましたが、よく墓石と見分けがついたと思えるようなものでした。しかもご当主の話によると、それらはかつては屋敷地のなかのあちこちに転がっていたというのですから。

牧田 それと、先祖代々というような墓石は、ずっと新しいものだから。

長谷川 そうですね。僕の家でも、そんなのは、昭和三〇年頃に父が建てたものからです。他所のまねをして、それ以前のものは、みんな夫婦か、個人ごとの墓石ですね。台石には家名が入れているけれど。

司会 それと結びついてきませんか。個々の家ができて、仏壇が個別家族化して、それにお寺が関与してくることで戒名のつけ方にまで格差をつけてくるという形の再編成がどこかであつて、それが家格と結びつくという形で、庶民レベルでいいますと、それを支持するイデオロギーとして出現してくる。

たしか、近世中期に、丹波の方では、再編成されてますね、株の関係が。それが、どこか経済的な節目、節目で再

編成されていったというような形で……。

長谷川　そうですね。宗教と家の社会関係との関連性という宗教社会学的な問題は面白いですね。信州の農村でみると、同族団祭祀は、自然宗教的で、この方は、個人名や個別の家なんか一切出てこない。先祖の個人名は、仏教の仏壇の方で、戒名や続柄が記載されている。そして、戒名は、宗派のちがいがあるけれど、家格と結びついて、院号や字数がちがうしね。

それに、近世中期以降の同族団の編成ということに関連して、家の成員という観念も変ってきていますね。大竹先生。近畿など先進地の場合は、ほとんど小農経営とかね、あるいは信州などでは、近世中期以降になると、短年期の奉公人を使って、地主手づくりをやるということになりますね。そうすると短年期の奉公人なんか、家の成員と認めないというふうな意識がでてくると思うんですけどもね。けれども中期以降になってもね、商家の場合はね、かなり非親族の者を、同族や家の成員と認めてますでしょ。その違いがどっからでてくるのかと思うのですね。商家の場合、短年期奉公ではなくて、子供の時から四十歳くらいまでずっとかなり長期の奉公をさせるという特殊性がひとつある

けれども、それと同時に、内部に階層制がありますよね、丁稚、番頭、その中間の手代とかいう。そういう家の内部の階層制というような構造のために、商家などでは、中期から以降に、むしろ非親族のいわゆる別家（奉公人分家）という制度が発達してくるようになると思うのですが、この点、いかがなものですか。

大竹　そうですね。農民の場合は、だいたい、譜代奉公というのが中期以降はほとんどなくなりますからねえ。だから、短年期の奉公人は、近代的な賃金労働とは言えないけれども——賃金稼ぎですね。商家の場合は永続的な経営体として、どうしても他人労働力というのを恒常的にもつてないといけませんからね。それと同時に、先程のように、丁稚・手代・番頭というふうな階層化もされてますけど、この階層化が、例えば大阪を見ますとね、そういう商家の間で申し合わせをしているんですね。申し合わせをしたりして、そういう階層化を今度は同じ同業者の中で規制するというようなこともありますね。ところが農村の場合はそういういった形が、後期以降はなくなってしまうわけです。だいたい農家では、もうほんとに譜代を使って手づくりをするったって、かえってたいへんな負担になっちゃうわけで

すよね。だから、地域的にそういう労働力を放出してくれるところがあれば、それを安く、一時的にしかも、子供のときから雇うというのはいへんなもんですから、だんだん年長者を雇う形に変わってきますね。ところが商家の場合、子供、丁稚からという形ですからね。そこらへんにもどうも違いがでてくるんですけど、なぜそういうふうになってきたか、と言われると、よくわかりません。

光吉 やはり仕事の違いということがあるんじゃないですかね。商売というのと、農業というのとの。

長谷川 それは大きいですね。それとね、もうひとつ。大規模な家になったばあいに、家内部に営業面での家成組織が形成されてくると、そのなかにいる人は、家の成員だという意識が生まれるように思いますけれど……。

大竹 豪農のばあいもそうですね。

長谷川 やはりありますでしょう。

大竹 だから豪農の場合、商家と非常に似たようなね。

豪農の場合ですと、むしろ当主なんてのは、たいして働かなくてもいいんですよ。それを管理する、代々働いてきたような者が管理してくればいいんですからね。だから商家と豪農の場合は、非常に似てますけどね。家族労働でや

つてるところではね、これはむしろ家族さえね、農閑期になつたらどっかへ出かせぎですからね。商家と農家では経営が違いますからね。

長谷川 有賀氏が調査された岩手県の石神村のばあい、竹内利美氏の書かれたものでは、あの村の名子は、もとは村外から来たものだといひですね。その意味で、名子といひのは、ワラジヌギの性格がつよい。村の土着でないもの、村の成員権をもっていないものといひの意味で。

横田 荻生徂来は、『政談』のなかで、武家奉公人でも、町方の奉公人でも、どこから来たかわからない者が多く、給金だけもらうとすぐに逃げてしまふという状況が多い。だからなんとかしなければならぬといひっているのです。ですから、商家なんかでは、丁稚のときから育てて生活体験を重ねながら家との関係を強化していく、そして有能なものには、のれん分けもするといひ構造が近世の中後期からより強く形成されていくといひ気がしますね。

司会 話はまだまだ尽きないのですけれど、時間がずい分おそくなつてしまいましたから、今回は、この辺でいちはおう終りにしたいと思います。年末のお忙しいなかを、ほんとうにありがとうございます。